

---

平成26年 第3回 対馬市議会定例会会議録(第3日)

平成26年9月10日(水曜日)

---

議事日程(第3号)

平成26年9月10日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

---

出席議員(20名)

2番 小島 徳重君	3番 入江 有紀君
4番 船越 洋一君	5番 渕上 清君
6番 脇本 啓喜君	7番 黒田 昭雄君
8番 小田 昭人君	9番 長 信義君
10番 波田 政和君	11番 上野洋次郎君
12番 齋藤 久光君	13番 小宮 教義君
14番 初村 久藏君	15番 大浦 孝司君
16番 小川 廣康君	17番 大部 初幸君
18番 兵頭 栄君	19番 作元 義文君
20番 山本 輝昭君	21番 堀江 政武君

---

欠席議員(1名)

1番 春田 新一君

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	松本 政美君
課長補佐	國分 幸和君	主任	洲河 直樹君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	高屋 雅生君
副市長	比田勝尚喜君
教育長	梅野 正博君
しまづくり戦略本部長	平山 秀樹君
総務部長	桐谷 雅宣君
総務課長	根 英夫君
総合政策部長	平間 壽郎君
市民生活部長	俵 輝孝君
福祉部長	仁位 孝良君
保健部長	福井 順一君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	西村 圭司君
水道局長	増田 敬一君
教育部長	豊田 充君
中対馬振興部長	多田 満國君
上対馬振興部長	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	中村 三喜君
峰行政サービスセンター所長	三宅 一郎君
上県行政サービスセンター所長	永野 清利君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	糸瀬 美也君
農業委員会事務局長	春日 亀剛一君

---

午前10時00分開議

○議長（堀江 政武君） おはようございます。報告します。春田新一君より欠席の届け出があつております。

ただいまから議事日程第3号により、本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 市政一般質問**

○議長（堀江 政武君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は4人を予定しております。それでは、届け出順に発言を許します。7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 皆さん、おはようございます。早速ですが、通告に従いまして市政一般質問をさせていただきます。

今回の内容は年金一本でございます。まず、質問する前の前提でございますが、国民年金と厚生年金、共済年金ですね、1号、2号とありますけど、その妻であります3号ですね、今回私が質問をいたします国民年金等というのは、国民年金の分だけでございます。その部分に対して、ちょっと上乘せの分に対しての質問でございますので、よろしく願いいたします。

国民年金等の公的年金の制度は、国民にとってその人の人生、生活に大きくかかわることであるにもかかわらず、その仕組みをよく理解している方は、どれだけおられるでしょうか。私は、国や日本年金機構、そして自治体が丁寧に説明をしてこなかったことも一因しているのではないかなと思うと同時に、何十年も生き続けるかもしれない老後の大切なお金を国任せ、会社任せにしてしまって本当にいいのかと思っているところでございます。

ちなみに私の例を当てはめると、私はサラリーマンを26年勤めてまいりましたので、老後になりますと国民年金と厚生年金、2ついただきます。ただ、弱ったことに15年の4月から総報酬制ということで、ボーナスまで加算されて計算される場所、私はその年数が非常に少ないために26年間、40年間とすれば26年で過半数以上を占めているわけですけども、非常に掛け算すると少ない金額でびっくりしたところでございます。

その私の家内につきましては、サラリーマン時代は保険料を払っておりません。もちろん私の3号ということで払っておりませんが、議員に出馬すると同時に1号に変更いたしまして、今妻と私で3万円ちょっと年金をお支払いをしております。子供が2人おります。長男は大学生になりまして、この前二十歳を越えたところなんですけど、きのう息子が帰ってきました、私も確認したんですけども、ちゃんと猶予制度に加入しているということで私も安心しました。万が一病気になったりすれば、障害年金が出ないので、それが私に大きくかかわってくることでありますので、親としても安心をいたしました。

もう一人、次男がおりまして、これは高卒で就職をいたしましたので厚生年金に加入をしまして、私も26年間の経験からやっぱり労使折半ということで、すごくやっぱりありがたい制度だなということで、社長に感謝しながら仕事をしなさいということで、私も忠告をしております。これが私の現実でございます。

さて、本市にあつては国民年金等の理解はどこまで進んでいるのでしょうか。年金の制度は厚労省、運営は日本年金機構で、市は関係ありませんよと言われたらどうにもなりませんけれども、

市民から見れば一緒でございます。ちなみに、やっぱり問い合わせは市町村と年金機構と2つになっておりますので、ただ国の政策を最後まで見届ける役目を地方自治体が担っているわけでありまして、堅実に執行することが市民の安心、所得が担保され、本市への信頼、そして市長への信頼に変わってくることではないでしょうか。

国民年金の納付率は県下で最低レベル、さまざまな要因を分析しておられることと思いますが、私は年金教育、年金啓発等が十分に組み込まれていないのがその根底にあると思っておりませんが、市長の所管をお伺いいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 黒田議員の質問にお答えさせていただきますが、市は関係ないというわけではいきませんよというふうなお話がありましたが、私自身この年金事務に関しまして門外漢に等しい部分が正直あります。

と申しますのも、平成14年ですか、平成14年に機関委任事務だったものが法定受託事務、そして協力連携事務ですかね、これに変わってしまうという中で、平成14年前については窓口において市民の方たちが自分の年金の将来のことも含め、そして過去の保険料の納付状況等々の相談、また付加年金の問題とか、そういうことを相談にずっと見えられていたのは承知はしておりますけども、10年前から、10年以上前から、もっぱらそれに関してのデータというのが吸い上げられてしまう、国に一元化されてしまう中で、今市はそういう状況にあるものですから、ある意味個人ごとの問題についてはこちらがわからない部分があります。

それは、法の中の問題でありますのでお許しをいただきたいと思いますが、この年金の問題について納付率が50%を若干超える程度、申請免除の方たちが40数%いらっしゃるというふう聞いております。それを実際、じゃあ1万5,250円ですかね、ことし。これをお支払いをされている方たちはどれだけいらっしゃるんだろうって割り戻していきますと4分の1ぐらいの方たち、4分の1から3割ぐらいの方たちが払ってある。あと7割の方たちは申請免除なりお支払いをされていないということで、これは確かに県下においても対馬市の率というのは、決して最下位とは申しませんが、低いところに位置しています。

こういう状況というのは、ほかの市町村においてもあっています。国民年金自体がよくニュース等で出るのが、「私たちの時代もうもらえるかどうかわからんから、私はもう払いません」ってぼんと言いついていますが、ところがよくよく考えますと、この国民年金の制度というのは昭和36年からこのことが国民皆年金という一つの方向性が打ち出されて、市町村が全面に出てそれぞれの社会保険事務所と連携しながらやってきたところでありまして、そのときにおきましては、納付率等についても当然相当の高さ、申請免除もありますけども、相当の高さでありました。もう100%に届くような高さであったわけですが、その後、賦課方式でいくのか、積み立て方式

でいくのかというふうなことが論議をされてきています。

相互扶助という考え方において、他世代にわたって次の、今の高齢者の人たちを支えていくという賦課方式、またその積み立て方式っていう部分におきましては、自分が納めていたものを運用してもらいながら、自分が一定の年齢になったときに年金をもらうというふうな積み立て方式っていうことの論議があっております。現時点においては賦課方式ということで日本はきておりますけども、どのようにそれを組み合わせていけばよいのかということが論議されているのはニュースでも見ております。

それと、二、三年前ですか、論議がありまして、いや、もう四、五年になりますかね、国の税の投入という問題、これが以前の給付に対しての3分の1を国が税で見ているんじゃないかというふうな方向があったわけですけども、3分の1ではとてもじゃないけど年金制度が破綻してしまうんじゃないかというふうなことで、2分の1になり、2年ほど前の消費税の一つの方向性が定まった段階において、その2分の1の財源が担保されるというふうな国民年金の歴史といえますか、そのあたりのことについてはこちらもわかっている範囲はそれぐらいでございます。

しかし、国民皆年金というすばらしい、私は相互扶助の制度だというふうに思っています。これが破綻していかないような形をとる責任が、やはり国だけにぶつけていく話ではないというふうにも思っておりますし、お互いが本当にこの問題についてどのように考えていけばよいのかということを行政だけではなくて、市民の皆様方も真剣に考えていただかなくてはいけない問題だろうと思っております。

そういう意味において、今の状況というのを、年金の状況というのをやはり若い人たちにしっかりと知ってもらうためにも、高校等への啓発、教育といえますか、というのには北社保がうちを介して取り組んでいただいております。

昨年から取り組み、ことしも公募をかけて取り組んでいくというふうなことも聞いておりますし、私ども市としてできる分、協力連携事務というふうに書かれている部分については、その広報的な問題は当然市報、ホームページそれからタウンページの中の年金コーナーも使ってはいただいているところです。

当然ながら窓口におけるパンフレット等、そして国民年金のみならず、厚生年金のことについても窓口でお手伝いをされる範囲をやっている。ただし個人情報の問題とか、いろんな問題がここに絡んでおましてなかなか踏み込んでいけない。基礎データがこちらにないということがもう全てだと思いますけども、そういう中、北社保との問題について、連携をとりながらやっておりますし、年金相談についても場所を毎月変えながら、北と南で北社保が1日かけて年金相談をしていただいているというふうなことも承知しているところであります。

先ほど申しましたが、この国民皆年金という制度を残していくためにもしっかりと皆様方と、

国民全員が本当は論議をしていかないといけない問題だというふうにも思っておりますし、年金だけの問題ではなくて、本当社会保障全体をどのような形にしていくのかということが論議される中で、そこに対してどのような負担を市民が、国民がしていけばよいのかというふうなことも考えなくてはなりませんし、スウェーデンみたいにある意味大きな負担があるものの、雇用の問題とか、次の再就職に対する教育の問題とか、いろんなのが整うことよっての老後のことが全く心配がないというふうな、全体の姿を、将来の姿を見せ込む中での社会保障制度のスキームづくりというのが、どんどん論議がされていくべきことなのであろうというふうに思っているところであります。大変浅薄な意見で申しわけございません。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） ありがとうございます。納付率の悪いのの主な要因としては、低所得者だということでございます。低いなら低いなりの制度もありますし、高いなら高いなりの制度もありますので、今回制度の中身も確認をとらせていただきながらお伺いをしてまいりたいと思っております。

資料で、生命保険文化センターというところの生活保障に関する調査によりますと、老後の資金を賄う手段、公的年金が86.5%、預貯金が61.7%、退職金企業年金が39.5%でございます。やっぱり公的年金に皆さん頼っていらっしゃるのが現実でございます。ちなみに、この一番最下位に近いところが子供からの援助というのが2.4%でございます。

やっぱり私も子を持つ親として、自分としてお小遣いをやりたけれども、お小遣いはもらいたくないなというのがやっぱり現実かなと思います。

次の設問で老後保障に対する充足感、要するに満ち足りている感じですね、これは十分足りている、どちらかといえば足りているというのが18.6%ということで、最初公的年金に頼らざるを得ないというのが現実でございますけれども、やっぱり足りないと思っているのは皆様の思いでございます。

そこで、ここ最近の年金制度の国の改正によりますと、低年金と無年金ですかね、これにものすごく力を入れた政策を盛り込んでおるようでございます。これは、納付率、これも上げたいという思いでございますので、ぜひ対馬市の納付率は非常に悪うございますので、所得の低い方は低い方なりのやり方もありますので、お話を進めながらちょっと質問させていただきたいと思っております。

国民年金ですね、今40年、満額納付しますと77万2,800円いただけます。1月当たり6万4,400円でございます。この金額は満額でございますので、やっぱり満額にならない方が非常に多うございまして、やっぱりこの金額をどうかして77万2,800円に上げたいというのが市民の心情でございます。これに答えるために、政府もいろんな制度を盛り込んでおりますが、

まずお伺いいたしますが、追納制度と後納制度についてお伺いをいたします。簡略にお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 事務の詳細につきましては、担当部長のほうに答えさせていただきます。

○議長（堀江 政武君） 市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵 輝孝君） まず、議員さんの質問にお答えしたいと思います。

簡潔にということですので、追納制度というのは被保険者または被保険者であった者が、保険の免除、若年者収納猶予を受けた期間とか、学生納付の特例、年金額を計算する場合、満額の年金額としては計算されないことから、将来資力が回復した場合等において、過去の免除期間等について保険料相当額を追納することを認めることが追納制度ということになります。追納できる期間は現時点から過去10年以内の免除期間ということになります。

後納制度ですけど、後納制度については平成24年の10月から施行をされております。保険料は納付期限が2年間経過した場合、時効ということで納付することができませんでした。過去10年間の保険料について時限措置ではありますけど、平成27年の9月30日まで3年間に限り厚生労働大臣の許可を受けた上で、時効により納付できなかった期間の保険料を納付することができる制度であります。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） ありがとうございます。簡単にいいますと、追納制度は免除申請、そういった申請によって免除を受けた方と猶予制度によって免除を受けた方の後で納める制度でございまして、後納制度は普通は時効が2年ということなので、滞納したらもう2年たったら払う手段がないところを、特別措置をいたしまして、3年の時限措置をもちまして27年の9月30日まで10年間にさかのぼってお支払いできるということでございます。

この27年9月30日までということで、後納制度を、これについて先ほど市長のほうから基礎データがないということでございますけど、この後納制度によって何か救われた市民の方、保険料が多くなったとか、受給資格期間を満たすことができたとか、そういう事例は市として把握はしていらっしゃるのでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵 輝孝君） 担当者の話としては、そういった事例はあっていると聞いております。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） ありがとうございます。詳しくお聞きしたかったんですけども、

事例はあるということで理解をしておきます。

これは、後納制度、追納制度というのは多分、我々の年代が行うべき、学生から我々の年代までが行うべき制度でございまして、今年年をとって60歳のもらえる、年金をもらえる繰り上げできる年齢でございますけど、60歳から70歳まで受給資格期間を獲得するためにということ、あとは満額支給に近づけるためということで、制度がございまして、任意加入制度について簡略に御説明をお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵 輝孝君） 60歳以降、納付期間の不足とか、そういったものに対して本任意で国民年金に加入をする。任意加入を、そのままですけど、以上です。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） これは、60歳から65歳までにつきましては、いかなる理由によりまして任意加入ができる制度でございまして、65から70歳までにつきましては受給資格期間25年を確保するためだけに加入すべきものでございます。

こういった制度を、ありますので、これ日本年金機構から時折何か出すときについてにリーフレットも添えて出すものなんですけど、基本的に理解するのは難しいと思います。ちなみ、私自身もやっぱり高浜の実家については、全ての社会保障についてはもう読むのも面倒くさいっていうから、書類が来たら私が読んで全て処理しているところでございますけど、やっぱり現実はその市民の方、こうやって頼れる息子がいればいいですけど、頼れないところは非常にこういう制度というのはつくっただけで何の効果も示さないものとなりますので、ぜひそういう分を年金機構と調整をとりながら上手に市民にわかるように進めていきたいと思っておりますけども。

ちなみに受給資格期間の短縮ということで27年10月、いわゆる消費税が10%に上がるかもしれないという、その時限によりまして施行されます10年、支給資格期間10年の制度でございまして、これについては非常に大混乱を私はすると思っております。

ぜひこれにつきましても、早目のことをやっていかないと、これだけ日本の中でも高齢化の進んでいるこの島でございまして、これはあえて質問しませんが、綿密に調整をしていただきたいと思っております。

もう一つが、この国民年金の金額を上げる手段といたしましては、繰り下げ支給ということで、ずっと1カ月伸びるごとに0.5%伸びていって、最終的には70歳でいただく人には4.2%増加していただくという制度でございまして、これについても現実、対馬の定年が60ですね、なかなか大企業がない中で60以上雇用するのは難しい対馬でございまして、これについては知っていてもなかなか65以上でもらうとか、いらっしゃらないと思っておりますけど。ほとんどの方は60でもらっているというのを聞いておりますけど、これもやっぱり理解はしていただきたい



など思っております。

これまでがこの国民年金の金額をちょっとかさ上げする手段でございましたけど、今度は別の制度で上乗せする制度がございます。付加年金、国民年金基金、個人型確定拠出年金、これは大概いろんな年金の資料によりますと必ず載せております。確かに任意でございますので、無理やり押し進めることは公としてはしてはいけないと思いますけど、やっぱりこういった載っている制度については理解をしてほしいかなと、市民の方に教えていってほしいかなと思っておりますけども、ここで付加年金のことについて私も議員になりまして、議員年金がなくなったということで、すぐ付加年金にかかりました。この付加年金について簡略にちょっと御説明をお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵 輝孝君） 付加年金についてですけども、付加年金については国民年金の保険料に加えて月々400円の付加保険料ということを追加をして、上乗せをして納めていただくということになります。付加年金のもらうときの受給額の年金額はその200円掛ける付加保険料の納付月額、納めた月数を掛けたものになります。それが年の受給額になると思います。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） ありがとうございます。一番大事なことをちょっとお話していただきたいと思うんですけども、これは2年で元をとってしまいます。例えば、二十歳から付加年金を加入しまして400円ずっとお支払いをします。60までですね。19万6,000円、トータルになります。年金はこの65から今度はもらいいただけますけど、もらうときに9万6,000円、要するに半分いただくことになります。いわゆる二年で元をとってしまいまして、3年目からはもうずっと9万6,000円がお小遣いのように入ってまいります。運用率としてはこれを超える上乗せ制度は一切ありません。

これについて非常にわからない方が多うございまして、これ途中でわかったら非常に少ない金額になってしまいます。最後、50歳からになりますと2万4,000円いただくことになりますけども、やっぱりはじめ、二十歳からわかれば普通の所得の少ない方につきましてはたった400円で加入できますので、国民年金とかほかの一般の民間会社にするよりこれはもうよほどいい制度でございますので、ぜひ勧めていただきたいと思いますが、現在145人の方だけでございます。ぜひ、これ1号の保険者に限ってでございますけど、ホームページだけの公告でございますので、もうちょっと力を入れていただきたいなと思っております。

ちなみに私、夫婦二人でこの付加年金というのを加入したんですが、いろいろ社会情勢いろんなニュースを聞きまして、やっぱりこれでは足りないぞということで、国民年金基金というのを職能型ということで漁協のほうに加入をいたしました。この国民年金基金について、簡略に御

説明をお願いしたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵 輝孝君） 国民年金基金については、まず自営業者やフリーランスなどの国民年金の第1号保険者の方々が安心して老後を暮らせるように老齢基礎年金に上乗せの年金を支給するものであります。20歳以上、60歳未満の自営業者やフリーランスなどの国民年金第1号被保険者及び、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の国民年金任意加入被保険者であります。ただし、国民年金第1号被保険者であっても年金保険料を免除されている方や、農業者年金等の被保険者の方は加入することができないことになっております。

まず、内容ですけど、若干わかりにくいんですけど、終身年金が基本ではありますが、年金の給付、毎月の掛け金等を選択し、給付の形と口数、加入時の年齢等により年金額、それから掛け金が若干変わってまいりますので、若干掛け金が高く設定されていますので、基本となる終身年金のA型で20歳ですね、二十歳で加入すると大体月額7,000円程度掛け金になって、もらう受給のときには毎月2万円程度になろうかと思っております。

ただし、付加年金と国民年金基金は同時に加入することはできないことになっております。これは年金基金のほうが国民年金本体の付加年金の代行っていう性格を持っているためであります。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） ありがとうございます。この分、付加年金、国民年金含めまして唯一の確定給付、給付が確定しているという制度でございます。これは将来に本当に当てになる年金制度の上乗せでございますので、ぜひ周知していただきたいなと思っております。

今、普通の国民年金も納める金額も変動しますし、もらう金額も徐々にマクロ経済スライドで少なくなっているようでございますので、ぜひこれで上乗せを図っていただきたいなと思っておりますけども、この国民年金基金と個人型確定拠出年金、これにつきましての一番のメリットというのは、この議場で言っているかどうかわかりませんが、節税メリットでございます。掛け金は全額社会保険料控除になります。いわゆる住民税、所得税が少なくなります。

もらうときには公的年金等の雑所得ということで、120万円ほどの控除をもって課税所得になりますので、これも入り口出口ともいい制度でございます。よく、運用利率が1%ぐらいということで、そんなことだったら定期預金とかそんなのがいいじゃないかと思われるんですけど、この節税メリットというのはも50万円ぐらいすれば3割程度の、掛け金が50万円であれば、3割程度15万円ぐらいの節税になりますので、いかなる貯金の運用利率よりも高くなってまいりますので、だから掛け金と最後給付金ですね、同時でも同じ金額十分お得な年金になりますので、こういう分もぜひ説明できる範囲でしていただきたいなと思っております。ちなみに、もらうときも利

子税、普通貯金しますと利子税がかかります。20%取っていかれますので、これについてもいかにお得かなと思っております。

こういった形で、個人型確定拠出年金というのはかなり投資性もあるんですけども、ここ最近の世情を見ますとやっぱり401kの制度を生かすそういうもう社会情勢になっていますので、学校教育段階から、またはそのいろいろな部分で周知できるところは改革をしていただきたいなと思います。

ちなみに、個人事業主の退職金制度として、これは質問しませんけども、小規模企業共済というのもございます。いわゆるひとり親方ですね。漁師でも加入をできます。これも運用利率がそうよくはありません。けれども、これも小規模企業共済掛け金控除という所得税控除がありますので、これについても制度があるということぐらいは周知していただきたいなと思っております。

いろいろ年金制度について、ちょっと面倒くさい質問をして部長にちょっと御迷惑をおかけしましたけども、こういうふうになかなかやっぱり理解するのは難しいと思っております。こういう今個人情報保護とかいろいろあるから、やっぱり契約についても、重要事項の説明についてはやっぱり資格者でないと説明できないとか、またはこっちが説明しますよね、聞かれた人が納得したかどうかまで問われる世の中ですので、これを公的な皆様に求めるつもりはありませんけども、それぐらいの市民の方が本当に理解したのかなというところを、思いをめぐらせて制度の周知にあたっていただきたいなと思っております。

それから、障害年金と遺族年金ということで、最初に自分の息子をたとえにしましたが、ここにおける議員の皆様もあと市の幹部の皆様もよく聞くことは多いとは思いますが、国民年金の加入を低所得、いろんな理由によりまして若年のときにかけていなくて、その後障がいを負われて障害年金をもらえない市民の方、多数いらっしゃいます。

本来、免除猶予の枠に入れる人にもかかわらず申請をしていない人がいるとは考えられないかとは思いますが、そういうデータというのも多分、基本データがないからこれも難しいとは思いますが、だからここまでめぐらしていただいて周知を図っていただきたいなと思います。何分、権利性ですね、いつもらうかとかそんな市民の権利が動く申請主義のこの年金でございますから、市民みずからが文書を見て、リーフレットを見てですよ、それを理解して自分で今は他筆は許されませんから、自分で書いて役場とか年金機構に書類を送らなければいけないというのがこの制度の基本でありますから、多分、多くの市民の方でもいろいろな書類が来て積んでいるだけの方が多数おられると私は予想をしております。

これ提案なんですけども、民間の銀行は生命保険会社がよく年金セミナーじゃなくて、ライフシニアセミナーとか今後の老後のことを現実を目の当たりにさせて自分のところの商品を買っていただくというセミナーとか、よくあっております。民間ではですね。この公的年金につきまし

でも適切な人材を使っていたらきまして、ぜひこういった、年金相談20回行われていますけど、各地区で、そういったセミナー類も組み込まれないかなと私は思っておりますけども、これについては年金機構長崎北事務所とは、ぜひ私は調整していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵 輝孝君） 国民年金にかかる事務の協力、連携事務ということで北年金事務所と協力をしながら、そういった周知等は行いたいと考えております。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） ありがとうございます。ぜひ調整をしていただきたいと思っております。

なぜかといいますと、年金制度または税制でもそうですけど、その時代の要請、政策的見地など毎年、下手すれば半期ごとに変わる、改正されます。変わったことを知っている人だけが得をして、知らない人は損をするそういう不公平な社会にはしないでいただきたいと思っております。常に最新の情報を市民の理解に苦しむような方にも届くような、大変でございますけど、ぜひ努力をしていただきたいと思っております。種々いろいろお話ししましたが、やっぱり市長の最初の御答弁もありますように、基礎データがないということが大きなネックというのは、私も感じているところでございます。年金相談というか、たまに対馬に20回ほど来られて、説明を求めたい方だけのみが触れられて、本来その悩まなければいけない方、本当はこういういろいろな文書が来て悩んでほしいというのものもあるんですけど、悩まなければいけない方が悩まなくて、そのまま放置されて、放ったってられる、そういうことが現実じゃないかなと思うんですが、そこで、よく民生委員、児童委員のように、年金にかかわることは年金委員というのが、これは市町村の推薦によりまして、厚労省が認められて、選定されて、市とともにというか、日本年金機構と橋渡しをしながら市民の方にいろいろ啓発をしていくという制度でございます。やっぱり、いろんな基礎データがない、年金機構はたまにしか来ない、どうしてもやっぱり核となる人が必要だと私は思っておりますけども、ただ、いろいろこの制度についても、なかなかうまくいっていないのは知っておりますけども、私の個人的な意見としましては、日本年金機構はそんなにいろんな方針とか言われなくても、また国、厚労省から言われなくても、対馬市だけは島なりに何とか、私はこの年金制度については、年金委員を通してこの政策をスムーズに進めるようにお願いしたいと思うんですが、この年金委員については、つくろうというお気持ちはおありでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この年金の問題につきましては、今言われたように、北社保のほうから入って来られてから、年金相談等が行われておりますけども、これでは物足りないのではないかと

という思いの中で、私どものほうも出張所みたいなもので設置することによって、身近な相談というものを受ける体制が必要じゃないかということ九州の年金機構と言いますか、協議会みたいなところに挙げております。その段階においては、返事がされる段階ではないみたいですが、一応、機構のほうにその御意見というのを挙げてみましょうというふうなところで、現時点では終わっているようなところであります。

今、おっしゃられました、その年金委員という問題については、以前のことを思い出しますと、年金に携わる職員さんというのは、結構専門的な知識を持たないといけない、社会保険労務士みたいな、極端に言ったら、それぐらいの知識を持ち合わせてないと市民の御相談に答えていけないみたいな部分があったものですから、私どもの町におきましては、相当長い、そこに携わってもらうというふうなやり方をされていたように記憶しています。長い期間携わってもらうということは、どういうことかという、それだけ年金に詳しい人もなかなか育って行かない部分も、また逆にあります。年金委員が求めて、国のほうが求めている部分というのは、その年金の経験者ということも項目の中にはあったと思っております。

毎年というか、毎回のように年金法というのが変わっていく中で、附則がむちゃくちゃ多い、この法律です。それを読み込んでいって、年金の制度に落とし込んでいくという作業というのをすごいスキルがいる仕事だというふうに思っております。そういう意味において、その年金委員さんというのが、右から左にいるとはなかなか難しい部分がありますが、今、おっしゃられるように、市民の皆さんの老後のことを考えたときの年金のあり方というのをしっかり啓発、相談に乗っていくためにも、必要性は感じております。

また、北社会保険事務所等とも、そのあたりのやり方について相談をしなければいけない案件だろうと思っております。さっき言いますように、事務は全部国が吸い上げておりますので、相談を、こういうふうなことを市としても考えられないかという相談を持ち上げて、また黒田議員のほうにお返ししたいと思います。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） ありがとうございます。市長がおっしゃるように、年金委員よりそういった組織があるほうが私はいいいと思いますので、どういった形でも結構ですので、進めたいなと思います。

最後に、老後や万が一の場合の備えを考えると、まず、公的年金の保障の範囲、水準をよく理解し、その上で自助努力をどこまで考えるかが必要でございます。

私、個人の意見でございますが、年金額が減額されたとしても、または支給年齢が引き上げになったとしても、インフレ対策機能が整っており、障害保障、死亡保障、保険料免除制度な

どもある公的年金は頼りになる存在と、私は確信をしております。どうか、市民の理解を深めていくことが大事でございますので、しっかり取り組んでいただきたいなと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（堀江 政武君） これで、黒田昭雄君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩とします。再開は11時5分からとします。

午前10時52分休憩

午前11時05分再開

○議長（堀江 政武君） 報告します。大部初幸君から早退の届け出がっております。

再開します。

3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） おはようございます。入江有紀と申します。よろしく願いいたします。

一般質問に入ります前に、一言市民の代表として行政の方をお願いしたいことがあります。

私は、厚生施設を5月の1日から始めてるんですが、1カ月ほど前に福岡から成年後見人のついた方を入所させたんですが、福岡の後見人の方から対馬のほうの後見人をお願いしてもらえないだろうかということで、本庁の担当課の部長さんにお会いしたんですね。ところが、その成年後見人制度というのを全然わかってない部長さんで、私は、そこで大きな声でどなりましたが、担当課の部長たる者が成年後見人制度ぐらいわからないで部長をしてあるということは、本当に情けないことだと思いました。

それで、ここにおられる部長さんクラスもそうですけど、もうちょっと勉強をされて、市民の方から聞かれたときにはきちんと答弁のできるようなお勉強していただきたいと思います。お願いしておきます。

以上です。

一般質問に入らせていただきます。通告をしておりました対馬いづはら病院跡地利用についてお尋ねします。

私は、この1年間、巖原市民の一番注目しておりますいづはら病院跡地利用について市長にお尋ねしてまいりましたが、市長の答弁が、1年以上たちましたが、全然進歩がなく、くどいようですがもう一度、今回一般質問をいたしました。巖原市民の一番注目していることなので、今回、何回もしているということをおっしゃっていただきましたが、また一般質問させていただきましたので。

今回の市長の行政報告でやっと法人名が、1年3カ月にわたって質問してまいりましたが、上

がってまいりました。市長は、和白病院のことを発表されましたが、これは県や国と和白病院と協議の上で今回発表をなされたのですか、お答えください。今回の発表は、和白病院の許可をもらって発表されたのでしょうか。それもお答えください。

和白病院に、私がきのう電話をいたしました。和白病院の理事長はノーコメントということでしたが、恐らく私は協議はできてないのではないかと考えております。病院を残す場合は、県の許可が必要なのですから、県との交渉が終わってから発表すべきじゃなかったんじゃないかと私は思います。

今まで市長は、県や病院企業団は関係ない、国と直接交渉しているんですからということは何度も言ってこられたんですが、これは真っ赤なうそで、県が国に書類を出さないと許可が出ないはずなんですよ。それを、ぜひとも国に直接交渉してるということをずっと言ってこられました。議事録を何回か読み直してみましたが、ほとんどそれを言うてあるんですが。国に、市から直接交渉ができるもんなんですか、それもお答えください。

もう一つ、12月に県に病床数の変更を出しておられますが、どこまで進んでいるのかお答えください。

次に、対馬市の指定管理についてお尋ねします。

この問題は、私は6月の議会でやることにしてたんですけど、時間がありませんでしたので、今回に持ち越しました。対馬市の大事な財産を指定管理させている市長の親戚の社会福祉法人梅仁会の不祥事についてお尋ねします。

3月17日、長崎地裁厳原支部の社会福祉法人梅仁会に対して330万円の賠償命令、元市議に対して20万円の賠償命令が出ておりますが、対馬市として市長はどのような処理をされたか、どのような処分をされたか、詳しく御説明をお願いいたします。この社会福祉法人梅仁会の件に関しては新聞報道も大々的にされておりますので、対馬市民が注目しておりますので、きちんとした御答弁をお願いいたします。

私は、こうして1年以上、いづはら病院跡地利用について質問してまいりましたが、1年以上勉強した結果、市長の答弁が、偽りの答弁がかなりあるということがわかりました。それで、今度は偽りじゃなくて本当の答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 3番議員の御質問に答えさせていただきます。

偽りの答弁があるとおっしゃられました。私は真摯に答えてるつもりでございます。6月議会において偽りの質問をされたことも、今、ふとよぎりました。そこについてのお話は抜きで物事が進むのはいかがなものかなというふうに思います。

いづはら病院の跡利用につきまして、まずもって答弁させていただきますが、これにつきましては、昨年の12月、跡利用の検討委員会のほうから提言がありました医療施設と介護施設を併設した施設を整備をしていくというふうな方向で物事を進めておるところであります。

今回の行政報告の中で、福岡和白病院を経営をしてある池友会というところが、一般病床10床、そして回復期の病床50床、それと外来というような形を基本としながら、あの跡利用を組み立てていきますというふうなことであります。

この問題について和白病院の許可を得ているのかと、発表について、相手と大筋合意ができましたということをおっしゃいました。合意ができましたということは、当然ながら許可というのはいっているというふうに思っております。

一民間団体における理事長さんがノーコメントとおっしゃられた一因は、私はわかりませんが、私どもはこのことについて一定の合意をいただき、そして市民が待ちかねている問題でありますので、市民に向かって発表をしてよろしいでしょうかということを理事長さんに直接私も聞きながら、この問題出してもらって結構ですというふうなことまでいただいた上で、皆様方市民に対しても発表をさせていただいたということでございます。

もう一点の、国と直接交渉をするからというふうな発言がたびたびあったとおっしゃられました。いや、その解釈が違います。厚労大臣といいますが、厚労省において、医療法の特例措置を認めていると。だから、しかるべき流れの中で最終的には、そのやり方っていうのがあるんですよと。

私が直接交渉するなんていう言葉は一言も言ったことはありません。それは歪曲した解釈のやり方じゃないかと思っておりますので、よく読み込んでいただければと思っております。大きな間違いをされてます、それは。私は一回も国と直接交渉するなんてことは言ったことはありません。

医療計画の見直しというのは、当然、県がそこには絡んできます。そして、そのどういうふうなベッド数が必要かということについて、県と私どもはずっと協議を進めておるところであります。そういう中で、どういう形のものが入ってくるかを皆さんにお示しする中で、今から県のほうとも、この厚労省の平成18年通知でしたか、その特例に向かって走り始めるというふうなことで物事を進めているというふうに御理解をいただければと思っております。

次に、2点目の社会福祉法人の梅仁会の不祥事についてというふうに通告がっております。

これにつきましては、本年の3月18日付の長崎新聞の記事に出ておりましたが、社会福祉法人の幹部の元市議に全身マッサージを強制されるなどして精神的苦痛を受けたとして、元その法人職員の女性が慰謝料などの損害賠償を求めた訴訟の判決によって、3月18日長崎地裁厳原支部は訴えを認め、法人などに約330万円、元市議に20万円の支払いを命じた。法人は適



切な職場環境を提供する義務を怠った過失があるというふうに報道には出ておりました。

この社会福祉法人梅仁会の指定管理の状況でございますが、対馬市が社会福祉法人梅仁会に指定管理者制度で運営を委託をしている施設は養護老人ホーム丸山と公園施設であります対馬市ファミリーパーク、それに温泉施設のほたるの湯の3カ所でございます。

養護老人ホーム丸山につきましては、平成14年度に対馬総町村組合が設立をし、梅仁会に運営を管理委託契約で委託をしているというふうな状況です。その後、平成16年3月から、皆さん御存じのように、対馬市の合併に伴い、21年3月まで運営を指定管理者制度で委託、さらに21年4月から平成31年3月までの期間の2回継続更新をしております。

次に、公園施設対馬市ファミリーパークにつきましては、平成14年4月に開設をし、財団法人峰町総合開発公社に平成19年6月まで管理を委託契約で委託をしております。その後、指定管理者制度により公募を行い、2者からの応募がありましたが1者が辞退をされ、審査の結果、平成19年7月から平成24年3月までの5カ年間で指定し、その後期間満了に伴い、前回同様公募を行い、平成29年3月までの5カ年間指定をしているところでございます。

温泉施設ほたるの湯につきましては、平成17年3月に開設し、当初直営で運営をしておりましたが、公の施設の管理運営に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図る目的で規定により公募を行い、1者からの申請があり、審査の結果、平成21年4月から平成26年3月までの5カ年間指定を行い、その後指定期間満了に伴い、前回同様公募により、平成31年3月までの5カ年間指定を行っているところでございます。

公の施設の指定管理については、原則公募を行い、透明性や公平性を確保することが重要であることは認識をしておりますが、養護老人ホームにつきましては、入所施設でもあり、施設利用者と施設管理者の間に長期継続的な人的信頼関係が必要な施設でもあり、また、利用者の利益保護を図る上において非公募という形をとらせていただいております。

なお、継続更新に当たり、法人の事業実績及び事業計画並びに経営状況等を指定管理者選定委員会で選定基準に基づき審査をし、指定管理者として妥当であると決定をし、指定をしているところであります。

この指定管理者制度による指定管理者の取り消し要件というものは、地方自治法244条の2の第11項に、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すか管理業務の全部または一部の停止を命ずることができるというふうに定められております。

具体的には、指示に従わず住民の利用を拒んだり、利用に当たって差別的取り扱いをした場合、あるいは指定管理者の経営状況が著しく悪化している場合など公の施設の適正な管理に重大な支障が生じる、または生じるおそれがある場合を指すものであります。

また、指定管理基本協定の第13条に、対馬市は法人が指示に従わないとき、その他法人の責

めに帰すべき事由により管理業務を継続することが適当でないとするときは指定を取り消し、本協定を解除することができ、または期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができるというふうに定めております。

今回の裁判案件に伴う社会福祉法人梅仁会に対する処分については、関係法令の規定に抵触する行為には当たらないと判断をしております。さらに、正当な理由もなく対馬市から一方的に指定を取り消した場合は、指定を取り消された法人のほうから指定の取り消し訴訟や国家賠償法に基づく損害賠償請求の対象となるということも想定をしております。

以上で、終わらせていただきます。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） ありがとうございます。

対馬市いづはら病院跡地利用について病床数の変更の要望書を県に出しておられますが、何か言ってきましたかと、私は3月、6月の議会でお聞きしましたら、何も言ってきてないという答弁でしたが、皆様のお手元に証拠として出しておりますが、議長と市長が12月に要望書を持っていかれた後、県のほうから返答が来てるんですよ。それを、この前の議会でも言われて、私をうそつきと言われましたが、来てる書類を皆様のお手元に渡してますので見てください。ちゃんと送付と書いてありますので。それを、何でそういうのが来てるのに、3月も6月も来てないと言われたんですか。部長も言われましたよ。

皆様のお手元見てください。5ページの下から5行目だったと思います。

市長と議長が県に行かれたその後、病床数に関するその要望、大臣会議に必要な項目を送付って書いてあります、ちゃんと。だから、証拠はそこにあります。だから、これが来てないということ、3月の議会も6月も言われたんですが、医療政策課がこれほうそのファクスを流してきたんですかね。

だから、あなたさっき、私にうそつきって言われましたけど、あなたこそうそつきじゃないですか。ちゃんと皆さんにお渡ししてますから見てください。

6月16日、医療対策室より山田県議宛でのファクスを見てください。市長及び市議会議長が県に要望、この後、対馬市医療対策室へ特例の大臣協議に必要な項目などを送付とはっきり県は書いています。市長の答弁は、3月も6月も来てないといいましたよ。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この、まだどこか、私も書類、今もらいましたので、何ページっておっしゃいましたっけ、5ページ。

○議員（3番 入江 有紀君） 下から3行目です。資料5ページの下から3行目をごらんください。

○市長（財部 能成君） 要望書の回答ということではこれなくて、何か項目等の送付ということですので、正式な何もこれ回答ということではないんじゃないですか。私ども、だからこういうものは、私のほうにも何も決裁でも供覧でも上がってきてるわけではありませんで、その当時。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 回答とは言ってませんよ、私は。何か言ってきてますかという、あれをしたはずですよ。県のほうから何か言ってきてますかって。3月も6月も何も言ってきてません。そしたらですよ、何も言ってきてないなら、何で26年2月21日、対馬市医療対策室と協議、26年4月11日、副市長と協議とありますが、何も言ってきてないなら、何で行くんですか、県に。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 事務打ち合わせは、当然職員はやってきましたよということを行いましたよ。その中の事務の中のこのやり取りことなんじゃないんですか。私どもに正式に何もこういうことを回答ということでは返ってきたわけでもありません、私どもに対して。

だから、職員との間で何かのこのどのようにこの後の、何ですか、ここで言う特例の協議に関するものをどう詰めていけばよいかという話し合いを始めたということじゃないんでしょうか。そのように解していただければ助かりますが。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 何を言ってるんですか。ちゃんと、もう県が、医療政策課がうそをつくんですか、これ。何も言ってきてないと、私、そういう返事を聞いてないんですよ。要望書を出した時点で、何か言ってきてますかって言うたんですよ。何か言ってきてますかって言うから（発言する者あり）待ってくださいよ、まだ。（発言する者あり）人が言いよるのに。

○議長（堀江 政武君） ちょっと御静粛に。ちょっと質問まだありますか。

○議員（3番 入江 有紀君） 何か言ってきてますかということに対して、書類が来てますかとか言ってないです。3月も6月も何か来てますかっていうことに対して何も言ってきてないと言ったんですよ。何も言ってきてない人が2月21日に医療対策課が県に行って、それから4月11日に副市長が県に協議に行く。何か言ってきたから行ったわけでしょうが。そしたら、何か言ってきてるやないですか、うそばかりついてから。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 厳正なる中でうそとか言うのはあまりあれですが、私どもうそを言うつもりはありません。

○議員（3番 入江 有紀君） あなたが言ったじゃないですか。

○議長（堀江 政武君） ちょっと御静粛に。

○市長（財部 能成君） この回答が返ってきてますかというふうに、たしか言われたと私は理解をしておりますよ。そういう中で、私どもは文書で返ってくるのが普通だと思いますので、私どもは何も来てませんよっていうことを言わせていただきました。いや、そういうふうにしか記憶はありません、私には。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） ああ言やこう言う、ああ言やこう言いますけどね、来てるんですよ、現に。そして、医療対策課にも尋ねたら、ファクスでは流しましたから、それはもう隠すことはできません、山田県議宛てに流してありますからっていうことで、医療政策も言ってるんですよ、もう出しましたということ言ってますから、それを来てないというのは大きなうそじゃないですか。人のことをうそつきよばわりしたけど、あなたもうそついているんじゃないですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） こういう論議が、ここでいいのかわかりませんが、6月のことを私は言いましたのは、あなたが20日行ったとか言うのが、それは医療政策課も病院企業団も一度もお見えになったことがないというお話があったから、私はそれは虚偽の質問じゃないかという意味で報告をさせていただいたところでありまして、そこが、今のこのいづはら病院の跡地の次なることに対して、私は決して大切なことではないような気がいたします。

今、市民が求めているのは、どちらがうそかとかいう話じゃなくて、いづはら病院をどのような形で、どのように残していくかということ論議をすることが、私は今求められているような気がいたします。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） そんなこと言わなくてわかってますよ、誰でも、そのぐらいのことを何や、ああ言やこう言う、ああ言やこう言う。

あなた、ぜひとも、もう私は会議録読んでみましたけど、「病院企業団や県は関係ありません。僕は国と交渉してます」会議録に書いてあるんですよ。さっき言われたけど、そうじゃないでしょう。県の医療政策課に書類を出して、それを国にお伺いを立てて、それから医療審議会にかけて。それからまた国に出すんですよ。全然、あなた、病院企業団も関係ない、県も関係ないって言ったじゃないですか。県の許可がないと病院はつくれないじゃないですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 病院企業団は直接的には、この医療法の30条の特例の問題には直接的には関係はないというふうに思っております。医療計画の見直しをするのは県のほうであります。病院企業団というのは、あくまで公営企業法に基づく団体でありますので、県とは明らかに違う団体というふうな意味で、病院企業団は医療関係をやっている団体という意味でございます。

冒頭言いましたように、医療計画の見直しを最終的に判断をされるのは国のほうの問題でございます。当然、その間には県が関係はしてきますし、県のほうが出してはいただかんばいけませんし、県の中の医療審議会等々もでございます。それらのことはありますが、あくまで国の方の厚労省通知に基づいた手続に向かって巖原市民の思いを遂げていくということをやっているというふうな話でございます。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 県の医療政策課と話をしたんですが、12月に医療病床数が不足する根拠及び不足病床数などを具体的に示していただくよう依頼しておりましたが、9月2日までの段階で、まだその書類が、まともな書類が上がってきてませんということだったんですけど、9月3日の1時過ぎからやっと上がってきましたと言われるんですが、去年の12月から交渉に入って、何でその不足した書類を約9カ月ですけど放ったとったんですか。何で持っていかないんですか。今ごろになってから、もう来年が、5月に開院になってから、今ごろ持っていくんですか、県には。

それで、今まで持ってきた書類では不足をしておりますから、あとの不足した書類を出してくださいとお願いしてはありますが、9月2日まではまだ上がってきてません。9月2日の言葉で、「あした市から持ってこられます」と。でも、その書類が確実に医療審議会に出される書類かどうかということにはわかりませんから、まだ、なかなかこれは話が進みませんということなんですよ。

だから、そんなに9カ月も、12月に行ってきたのを9カ月も何で放ってたんですかということですよ。早く、来年の5月開院なら早目に書類を出して、どうしてどンドン話をしてないんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 要するに、ベッドの数の考え方っていうの、ずっとそこに患者さんが入所されるわけではなくて、回転をしていかれるし、その病態によって入院日数っていうのは違っていきわけです、それらのことを考えますと、単純にベッドを、すぐに今という根拠をつくり出すというのは大変な作業だということもひとつ、まず理解をしていただきたいと思います。

それともう一点は、次なるところがどういうふうな形で医療を提供してくれるかと、要するにベッドの割り振りの問題、それとも絡んできます。要するに、そのベッドによっては70日のベッドもありましょうし、十七、八日のベッドもありましょう。そのために、どれだけの不足が逆にしていくか。

それともう一点あるのは、統合病院の話がございます。統合病院のほうはベッドの考え方というのが、社会保険診療がどんどん今変わっております。そういう中で、どういう形で組み立てていくかということ、基幹となる病院も実はこの時期、最近まで迷ってたということもあります。

私どもは早くにそれを決めてもらわないと、補完する立場であるいつはら跡の病院のことが定まっていけないということもあり、いろんなことが絡んでくる中でのこの問題は延び延びになってきているということも御理解をいただければと思います。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 新病院が来年が開院になるんですが、対馬で一番人口の多いいつはら病院をなくすということが厳原市民のために、どんなに厳原市民が苦しんでいることかということを知っておられますか。そして、透析患者だけでも厳原町だけで53名の患者がいらっしやいます。その透析は南部市民はもちろんのこと新病院までも行くのは大変ですよ、3日に一遍の。それは、市長はどんなにお考えですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今現在のいつはら病院に透析のベッドが2階につくられて、そこも行ってあります。25ベッドたしかあったらと思います。現在、対馬島内で101名の方たちが透析の治療を受けてあります。恐らく、早い人は2日に一回は受けられてるんだらうとは思いますが。

この状況の中で、新統合病院における透析の予定は40をされておられます。この数っていうので、本当に充足するのかというふうに私も疑問は持っております。単純に上のほうもございしますので、全部合わせると2日に一回といえば、回ることは回るんだらうとは思いますが、やはり長い時間の治療を必要とする透析でありますので、そこまでの移動というのが大変苦痛になっていくことも十分にわかっておるところであります。

そう考えますと、特に厳原南部地域にお住いの透析患者の方が何名かいらっしやいます。この方たちのことも考え、また厳原の中にも当然ながらいらっしやいますし、通うのがつらい状況までなっている患者さんもいらっしやいます。

これらのことにつきましても、池友会のほうにもお話はさせてはいただいておりますけども、当然ながら、統合病院の40ベッドの関係との問題もこれは調整もあろうかと思っております。これは、ベッドの数には入る話ではございませんので、十分に基幹病院である統合病院のほうとも調整をしながら、新たないつはら跡地の病院において透析のベッドが幾らかでもかなえられるように私は努めていこうと思って話はしておるところであります。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 厳原市民の方たちが、今、個人病院にずっと移りつつあるんですよ。新病院までは、もうバス代もかかるし、行けないからということで、個人病院が今ものすごくふえてるんですが、こうなると新病院が赤字になるんじゃないかと思うんですが、もし赤字になった場合ですよ、市長、この前、あなたはどこが負担するかわかりませんと言われましたよね、その赤字分を。勉強不足でどこが負担するかわからんと、あの6月議会で言ってありますが、も

し新病院が赤字になった場合は、どこが負担するんですか、言ってください。もう勉強してあるはずですので。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 公営企業法のもとで、あの企業団はやっているということを私はそのときも言わせていただいたはずであります。赤字が出る形をとっていかないようにしていく、累積的にもですね、というふうに努めるのが公営企業の役割だというふうに思っております。

また、公立病院という意味合いもありますので、交付税への参入というのもあります。それらは市を通して物事が流れていくということも以前からある話であります。

運営ってということが、今もそれぞれの単年単年でいけば、病院が黒字になったり赤字になったりはしております。それらを私どもが赤字補填をしてるかというところとそういうわけでもありません。という考え方、基本にのっとっていったときは、私どもが補填をするということにはならないというふうに、私は思っております。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 赤字が出たときには市が負担じゃないですか。何でそんなこと言うんですか。

それと、私は病院企業団の議事録を読ませていただいたんですけど、米倉企業長の言われたことを抜粋して読み上げさせていただきますが、いつはら病院跡に病院機能を残したいというのは、何で市長は企業長には一言も言ってなかったんですか。じゃ、そんな言われるなら読み上げますよ。

米倉企業長は、「いつはら病院の今後を非常に心配している。いつはら病院の機能がゼロになるということは、巖原市民に非常に御迷惑をおかけすることになるんじゃないかと心配している。しかし、対馬市はいつはら病院跡を空にして明け渡してくれればいいというだけのことしか私には言ってこないし、何か巖原町民が医療に困るようなことがあってはならないので、私に何か跡地利用の提言をお願いされるということが一切ない。」という趣旨の発言をしておられますが、選挙公約で2年半前に言っているのに、米倉企業長に話を持って行ってないのですか。

いつはら病院を残すということは選挙公約だったわけですから、早目に病院企業団にお願いすればよかったんじゃないかと私は思います。いつはら病院存続を考えているが、その対応策については相談が全くないので、企業長が言うておられますが、どうして市長は相談しないのですか、お答えください。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） このことについては、何度となくこの場で言ってきたと思います。

米倉企業長が就任をされた年の4月に、こちらにお見えになりました。そのときのいつはら

病院の会議室でお会いしましたが、その前の前任の矢野企業長さんがおられたわけですけども、新しくなられたということで、私ども対馬市はこの建物についてはケアミックスという方法で物事を組み立てていきたいというふうに考えておりますということは明確にお伝えをしております。そして、ほかの人もいらっしゃいました、その席には。そのことは何度となくここで私は言ってきましたよ。何で、私もこの議場で物事を言ってることは、事実をお伝えしてるつもりです。それを信じていただけないと、次の物事は進んでいかないと思うんですが、それは言ってるんですよ。

そして、その後においても、米倉企業長は、こちらにお見えになることもありました。私が向こうに行くこともありました。その場でも、この問題については言ってます。

ただし、一つ言えることは、病院企業団がああ施設を全部介護施設にするべきだという方向を出されてるわけですね。ところが、今、市民は思ってるのは、病院施設等がやはり必要なんだという市民の思いがあると。それ、だから私はケアミックスでいこうじゃないかという話をしておるわけで、病院企業団の基本的な考え方と私ども対馬市の考え方は違いがありますから、だから別の法人を見つけに走るといふふうなことになったということで理解をいただきたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） この会議録では、米倉企業長には市長は一切相談してないじゃないですか。この会議録はうそが書いてあるんですか。（発言する者あり）してないじゃないですか。対馬市からは頼まれておりませんと書いてあるじゃないですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） だから、言いましたように、あの施設の跡を利用することについて私は病院企業団は方向が違いますから、何も頼んではおりません。それは事実です。跡利用を病院企業団に頼むという状況ではないと思っております。だから、別のところをお願いをするというふうなことで組み立てをしている次第です。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 別のどこを組み立てるにしても、県に今ごろになって書類を、9月3日になって持って行ってですよ、来年の5月開設に当たって、12月から言ってきたのを出してなくて。県のほうの意見としては、現在出てる書類では、一切これは医療審議会に出される書類じゃありませんと。それで、9月3日の日のお昼から書類を持ってこられますので、それを見て、また決めますということなんですけど、何で早目にそれをずっとしないんですか。病院を残したいなら、来年の5月が開院なら早目に巖原市民の人のためにということを考えなかったんですか。



○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この質問についての答弁は、先ほど申し上げたとおりでございます。

○議員（3番 入江 有紀君） ああ言やこう言う、ああ言やこう言う。

○市長（財部 能成君） いえいえ、私が言っていることも御理解いただきたいと思っております。

以上です。（「全然理解できません」と呼ぶ者あり）

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 市長の言ってることは、ああ言やこう言い、ああ言やこう言いです、もうみんながわかってますから、対馬市民が。何で市長はあんななんですかと。本当、市長になられたときはよかったんですけど、今はもうしゃべり過ぎて、うそばっかしついて、私思いますよ、そんなに。何ですか、それ。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今の発言は取り消してください。うそばかりついてっていう根拠なき発言は、私は取り消してもらわないと困ります。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） そんなら、さっき言われたことも取り消してください、私のことをうそつきと言いましたから。一緒でしょうが、それは。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） その問題については、6月の議会でみずから謝罪をされたと私は理解しております。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 何を言ってるんですか、人のことをうそつきって言うたりしするのに、自分のことをうそつきは取り消せとか。私は取り消しませんよ。言ってるじゃないですか、これ、おかしいじゃないですか、言われていることが。おかしいですよ、今から、今まで（「議長、やめさせんね」と呼ぶ者あり）

私は、ずっと1年間この病院問題について質問してきましたけど、いろいろ勉強したら市長の言っていることがおかしいことがあるんですよ、中身がずっと。だから、それは市民の方からも電話がかかってきて、あれは、市長の言っていることはすごいおかしいんじゃないですかとか来るんですよ。だから、ああ言やこう言い、ああ言やこう言われるのはいいけど、ちゃんとした答弁をしてくださいよ。

○議長（堀江 政武君） 入江議員に申し上げます。うそつき、うそつきはちょっと不穏当な発言にもなりますので、今後、気をつけて発言をお願いします。

○議員（3番 入江 有紀君） わかりました。

濟いません、梅仁会の件が、まだ時間がなくなりましたけど、どういう処置もしてないわけですね。不祥事を起こした社会福祉法人梅仁会に対しては、市としては何もしていないということですね。市民の人が注目してありますので、はっきりしてください、このことに対しては。社会福祉法人がこれだけの賠償命令が出たり、それからドーム型のサウナの中に職員を連れ込んでマッサージをさせたり、こんなことを施設でしていいんですか。そんな法人がまともなんですか、これは。それで、市が何もしてないということはおかしいじゃないですか、これは。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど申し上げましたように、地方自治法に基づく中での指定管理の取り消し処分の範疇には当たらないというふうなことで私どもは解しております。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 幾ら親戚でも、そういうことをちゃんと処分をしないと、対馬市民は新聞報道でわかってるんですよ。「ああ、やっぱり親戚だから何もしなかった」そういうことになってしまうんですよ。あなた親戚主義じゃないですか、ずっと。

今度の丸山の件でもそうじゃないですか。丸山の件でも3月17日に賠償命令出てるんですよ、これは。その後に、4月1日から非公募で渡しているじゃないですか、ちゃんと。そして、峰の杜の件もそうですけど、峰の杜を公募した時点で、もう小屋があったところも解いてるんですよ。それが、まだ梅仁会に移る前に、もう小屋の造成をしてるんですよ。だから、もう梅仁会にやるということは決定しとって、8会社応募したんですよ。それで、くじ引きにせえということでもめたんですが、くじ引きにせんで、梅仁会にやったんです。だから、そのときは1時間半もめたんです。これは、不公平にならんようにくじ引きにしてくださいということでしたんですけど、それもくじ引きにせんで、梅仁会にやっつてもうた。そのときは、もう土地の造成ができてたんです。だから、その証拠も全部持ってますので、だから、そういう身内主義の政治は、もうやめてくださいよ。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） そのあたりの問題については、私は身ぎれいに物事をやりたいというように思っておりますし、選定委員会等はできて、プレゼンテーション等をされた上で物事がほかの案件についてはしておりますので、ほかの案件についても選定委員会のほうに、それについては委ねております。

今、おっしゃられた小屋のことですか、よくちょっと、私もそれについては存じ上げない問題であります。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 私は、この梅仁会の問題に対しては、神に仕える巫女さんを、職

員をドーム型のサウナの中に油を塗ってマッサージをさせる。そういうような本当、女として許せることじゃないんですよ、これは。だから、そういうことをした社会福祉法人に330万円の賠償命令が出てるんですから、何かの処分をするのが当たり前だと思うんです、これは。

それで、対馬市民は注目してますよ。いつやりますか、いつやりますかということで。だから、このテレビは、おそらく視聴率がぐっと上がってると思いますよ。何がおかしいんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 冒頭、申し上げましたように、私どもの市のほうの指定管理の関係でいきますと、管轄が及ぶ範囲ではないんだというふうな法的な話がございますし、また、そのような処置をした場合の指定の取り消し訴訟だ、国家賠償法に基づく損害賠償請求ということも想定される事案だということも十分に御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江 有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 済いません、もういろいろ言いましたけど終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（堀江 政武君） これで、入江有紀君の質問は終わりました。

.....  
○議長（堀江 政武君） 昼食休憩とします。午後は、1時から再開します。

午前11時55分休憩

.....  
午後1時00分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 市民の声を生かす、市民の市政をモットーに頑張っております13番議員の小宮教義でございます。

きょうは、昼1番ということで、眠たい時間ではございますが、消防長、眠たい時間ではございますが、私の持ち時間は50分でございますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

きのう、皆さんもそうでしょうけども、朝6時からテレビ放送がございました。全米テニスの試合、決勝戦ですけども、日本の錦織さんが決勝戦に臨んだんですけども、かいたく敗れたわけでございますが、次の大会にはぜひ優勝をしていただいて、そして日本の国民に力を与えていただきたいと思います。

国際的な話になりますけれども、今、世界の海で、海の資源の枯渇が心配をされておられます。今月の1日に、福岡でクロマグロの捕獲制限に関する国際会議がございました。中西部太平洋ク

ロマグロ類委員会というそうです。公称をWCPFCということでございます。ここで、クロマグロの漁獲制限が決定をいたしました。

どのような決定かといいますと、まずベースとして、2002年から2004年の漁獲量をベースに、その半減ということでございます。そうすると、それを対馬に当てはめてみますと約600トン、これは非常な影響を与えます。この制限というのは、やはり対馬の漁師は一本釣り漁が多うございます。制限をすれば、やはりまき網軍団、これを中心にぜひ制限を加えていただきたいと思います。

そして、今月の3日には、安倍内閣の改造がございました。私ども長崎県選出の国会議員からは、入閣がございませんでした。谷川代議士には、今後ともさらに活躍を期待をしているところでございます。

それにしても、この夏は何という夏でございましたか、非常に雨が降りました。そして、寒い夏で、異常というふうな夏でございました。しかし、そのような異常な夏でも、各地域の祭り事はございます。厳原町に8月の第1土日は厳原港まつり、俗に言うアリラン祭がございます。

一番最後に花火を打ち上げてフィナーレを飾るわけですが、ことしは中止になりました。私も、この祭りについてはずっと携わっておりますけども、このようなことは初めてでございます。なぜかなと思って、私もずっと考えておりますが、これじゃないかと思ひまして、去年、峰町の木坂の海神神社と豊玉町の小綱の観音寺、これから仏像が盗まれました。中止になったのは、この仏像のたたりではないかと私は思っておりますが、市長さんはいかがお考えでございましょうか。

では、さきに通告しておりました3点について、市政一般質問をさせていただきます。

まず、第1点の国境離島の政策について、これは2つございますが、第1点はオスプレイ、今話題でございますオスプレイ、これについては国のほうが佐賀空港に17機配備をするということで、今、佐賀県と、そして地元と協議をしておるようでございます。でも、なかなかうまくいかない。ならば、対馬に誘致してはどうか。17機が無理でも、2機でも3機でも誘致するお考えはないのかということです。

それと、2点目は、朝鮮半島の有事に備えて、自衛隊増強をもっと強く国に働くべきではないかという点でございます。

2番目が、観光開発について、今、カジノ法案が国会で審議をされております。長崎県がハウステンボスですか、あちらのほうで今計画をしておりますが、この対馬にも誘致できないか。対馬は全部周りは海です。保安上、非常によい、これが誘致するお考えはないのかということです。

それと、3番目ですけども、観光交流センターの建設について、これは前々日ですか、バス停の話もございました。今のティアラ前のバス停、そして新しくできる観光交流センターのバス停、2つの配置を考えておられますが、2つは要らない、1つで十分だ、ならば観光交流センターに

観光バスの駐車場として、再度、検討するお考えはないのかという3点でございます。市長の答弁を求めます。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 小宮議員の質問に答えさせていただきます。

3点ございましたが、冒頭、花火の中止は仏像の盗難のたたりじゃないかというお話がありました。それについて、私の意見を求められたところではありますが、私は異常気象のために中止になったというふうに思っております。

では、通告がありました3点について、お答えをさせていただきたいと思っております。

国境離島新法といいますか、これについては議会の皆様の活発な活動によりまして、若干先が見えてきたなというふうに思っておりますが、何せ国のほうが決められる話でありますので、そのあたりをしっかりと注視もしていかないといけませんし、国への要望活動、またそれだけではなくて、多くの方たちがこの対馬にこの件に関しましてもお見えですけども、そういう方たちに訴えていく必要があるかと思っております。

また、先だって、静岡の商工会議所の方が、たしか21名だったと思っておりますが、お見えでした。朝鮮通信使の世界記憶遺産に向けての活動と連動したいというお話でお見えでしたけども、その場もおかりしながら、特別措置法のお話等々についても話をさせていただいたところでもあります。

そのように、機会あるごとに、このことについてはしっかりと私どもも取り組んでいきたいと思っておりますし、来年の通常国会においてしっかりと形になるように、取り組んでいく予定であります。

最近、テレビのほうもこの問題について取り上げていただいておりますし、九州のRKBについても、そしてBSの朝日なんかも取材の申し込み等がずっとあっておりますし、番組をつくるというお話も聞いております。そういう意味において、国境に接するこの対馬の状況というのをしっかりと伝えていきながら、国民皆様の御同意をいただけるような展開に結びつけていきたいと思っております。

そういう中、自衛隊の増強のまずお話もございましたが、これについては以前からずっとお話をさせていただいておるところであります。そして、実際、自衛隊のこちらに駐屯してある方たちにおかれまして、この増強に向かっての話というのもきちんといろんな形でそれを組み立てていただいております。実際、どれだけ動き始めてふえたのかということに関しましては、自衛隊のほうも機密情報でありますので、詳細は言えないということではありますけども、しかしふえていることは事実であります。

半島有事の際、起こってはいけませんけども、半島有事の際等を考えたときの備えということをししっかりと自衛隊の皆様方も当然自分たちの立場でもわかってあり、こちらの思いというもの

わかっただいて動いていただいておりますので、今後とも伝えていきたいと思っておりますし、先日も第4師団長の深津陸将がお見えでしたけども、そのときもそのようなことも含めてお願い等は事あるごとにしているつもりでございます。

また、オスプレイのお話がありました。これの誘致につきましては、中期防衛力整備計画の中で、26年から30年までの間の期間の中期防でございますけども、5年間で17機の導入の計画が明記をされているというふうに聞いております。

そして、報道等で佐賀空港への配備をめぐる議論がなされているようにありますが、離島防衛ということ考えたときの戦略上の問題として、どこがいいのかということがまず先にあるべきだろうと思っておりますし、そういう中で自衛隊のほうも、今、佐賀ということを選ばれたんだろうというふうに思っております。そういうふうなことも踏まえ、この誘致等につきましては慎重に検討をしまっている問題であるというふうに考えております。

また次に、観光の一環として、保安上、島だからすごくいいからというお話がありました。それで、カジノを対馬に誘致してはどうかという御提案がありました。この関係法案につきましては、昨年の11月に国際観光産業振興議員連盟という、通称、IR議員連盟というそうでございますが、この総会において特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案と及び特定複合観光施設区域整備法案というものが確認をされて、12月の5日に国会に提出され、現在、継続審議中であります。

この秋の臨時国会で可決される可能性が高いというふうに見られておりますが、法案成立後1年以内をめどに、IR実施法案というものが策定をされ、これが可決されたことにより、カジノを含め統合型リゾートの建設が開始され、地方自治体が主体で計画を進め、国の認可を得る形になるというふうに思われます。

また、同様にカジノについても、地方自治体が民間企業を選定し、国が免許を交付するというふうに見られておるところであります。

御存じのように、長崎県では佐世保市がカジノ誘致に向け、平成18年度にハウステンボスと勉強会を実施をして、19年8月に西九州リゾート研究会を発足し、本格的に取り組みを始め、平成21年度には佐世保市周辺6市で特区提案をしております。その後、平成24年度に、西九州リゾート研究会計画が作成をされております。

長崎県では、議会の本会議や常任委員会において、長崎県へのIRという施設導入に関する活発な議論が行われ、平成24年10月15日に意見書が可決され、内閣総理大臣等へ提出されております。

佐世保市の市議会におきましても、同様に活発な議論が行われ、平成25年3月に佐世保市市議会統合型リゾート誘致推進議員連盟が発足、誘致に向けて先進地事例の現地調査等が行われて

おります。

法案提出及び継続審議を受け、長崎県、佐世保市では本年3月に誘致導入に向けた検討、取り組みを一体的に実施するため、共同で長崎県・佐世保市IR推進協議会が設立されており、これまで9年間をかけて方針と計画が取りまとめられており、法案が通ればすぐに提出できる段階であるというふうに聞いております。

この法案成立後には、誘致期成会を組織し、官民一体となつての取り組み展開を予定されておられるそうであります。県、市長会、それから町村会のスクラムミーティングの中でも、このような報告があったところです。

県のアジア国際戦略プロジェクトにおける対馬の役割は大きく、韓国人観光客への対応については、宿泊施設問題をはじめさまざまな施策の問題があるところではありますが、対馬へのカジノ誘致につきましては、先ほども説明しましたような制度上、具体的な構想策定について、単一自治体だけではなく、広域自治体との連携・協力のもと、幅広い地域全体の振興を図るための大きな政策目的を達成する効果的な1つの手段として、政策的適合性や政策効果が高い構想計画が求められており、大変厳しい状況にあるんだろうというふうに思っています。

そのようなことを踏まえ、また対馬市本来のまちづくりの基本理念と申しますか、そのあたりとも考えたときに、現在の状況下において誘致への動き出しについては、現時点においては考えておりませんので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

また、3点目の観光交流センターの観光バスの問題がございました。

これについては、何度となくこの場でもお話をできておりますし、既に工事も始めておりますが、厳原から南側、もしくは南西部の方々の公共交通のあり方というのが、私どもはそのこともしっかりと考えていかねばならないということで、公共交通の政策上の考え方から、今進めております観光交流センターのほうに定期バスの発着場を設けることで、事業を進めているということを御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 質問に入る前に、1点だけ確認をしたいんですけども、きょうはうそを言った、言わなかったというのが非常に多うございました。恐縮ではございますけど、私も1点確認をしたいんですけども、さきの一般会計補正予算の審議の中において、私が市長はやめるとかやめないとかというのほうそをついたらいけませんよと、そのようなことがないように職員にも教育をといった質問をしたときに、市長のほうから、私ほうそはついておりませんという回答がございました。

やめる、やめないということでのうそでございますよ。最初はやめると言って、次はやめない

と言ったということは、最初はうそであったということなんですよ。うそをつかないということであれば、最初から修正する必要はない。そういった意味では、うそをついたのではないかと思いますけれども、その辺の考え、うそをついたのか、つかなかったのかというのを先に確認をして、あとは質問に入ります。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） うそをついたというふうな考え方では全くありません。お互い人間でありますので、その瞬間の感情というのも当然御理解をいただければと思っております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 普通の人ならいいですけど、やはり公人じゃないですか。公の場で物を言うということは、言葉を選んで物を言うわけですよ。その中の発言だと、あなたはそう言うけれども、ほとんどの方はそうは思わないんです。公の中の発言は全てなんですよ。その中で言ったことを取り消すということは、以前のことをうそを言ったということになるんですよ。そういった意味では、うそをついているわけですから、正すところは正したほうがいいですよ。だから、何も言わないということは認めたということでしょう、それは常識ですから。ということで、質問に入らせていただきます。

一番最後の観光交流センターの建設についてからお尋ねしますが、ここに対馬博物館の基本計画というのがございます。これは、平成24年3月に作成をされたものですよ。その中に、今の観光交流センターの位置、資料はないですか、先にしゃべりましょう。

この位置の中に、観光交流センターは観光玄関口ということで指定をすると書いています。その中に、観光バスなどの駐車場の整備も検討をしますと、これは平成24年の3月に作成したものですよ。約1年半ぐらい前に作成しておるんですね。そして、今回の計画は、駐車場ではなくて路面バスじゃないですか。1年前に計画をした基本計画そのものを無視した計画ですから、間違っているんじゃないですか。まちづくりの基本というものをつくりながら、その辺はどうなんですか。

あるでしょう、ここに。ページが22、観光玄関口、観光バスなどの駐車場の整備も検討しますと。基本的なものがずれているんじゃないんですか、政策上は。早く言ってくださいよ、時間がない。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、言われる計画の中でおっしゃられた、観光バス等というふうなくだりがあるというふうにおっしゃられました。もし、読まれるならば、等の中に公共交通のことも考えていただければ、市民も助かるのではないかなというふうに思います。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。



○議員（13番 小宮 教義君） よく文章を読まんとだめですよ。観光バスなどの駐車場ですよ。駐車場というのは、車をとめて、継続的にするのを駐車場というんですよ。路面バスは停車するんですよ。停車場というんですよ、文面的には。そういう語源の基本もわからないんですか、どうなんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、ここに手元にはありませんので、私もそんなふうに責め立てられても、どうも言いようがないんですが……

○議員（13番 小宮 教義君） 手元にあるでしょう、この計画は。

○市長（財部 能成君） いやいや、私の手元にないと、これしかないものですから。

○議員（13番 小宮 教義君） 一般質問するんですから、用意してくださいよ。だから、さっきの言葉の意味があるんですから、それについてはどうなんですか。駐車場ですよ、これは。駐車場と停車場は違うんですよ。それほどに駐車場がないんだから、ここにということで玄関口を指定しているんですよ。

○市長（財部 能成君） そういう中、駐車場の問題については、幼稚園の跡地の問題、それから以前のB&Gプールの跡地の問題等々で物事を組み立てていくということに、話をこの場でもさせていただいたところでありまして、今現在においては乗降場という形で使っている状況であります。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 先ほどの幼稚園だという問題も後で話しますけれども、ならば町をどうするのかを基本的なものをつくらないから、そういうことになるんですよ。

そして、このやつは時間をかけてやっているんですよ。つくったこの人たちの意見の集約なんですよ。それを無視するということは、これそのものをかかわった人の意見を無視するということになるんですよ。時間がないからいいですよ。

それと、この駐車場については、市長が単独で決めたということは皆さんが御案内のとおりですよ。そして、民間からどのような話が出たかという、これは観光交流センターの運営プロジェクトチーム11名でつくった案ですよ。これは、昨年の会議を3回しています。5月の17日、6月の7日、6月の24日、そのときの会議の資料です。これについては、観光バスが4台、これとまっておるんですよ。計画です。これは当たり前計画なんですよ。博物館基本計画と一緒に、当たり前なんです、これが。

しかし、市長は単独で、勝手に決めるんですからどうしようもないですけど、単独でこれを6月の17日、決定をしています。決定して作成したのが、今のこれなんですよ。そうするならば、このプロジェクトの参加の方のプロジェクトに参加をして、そしてその人たちの意見も聞い

ていないでしょう。市長が言う市民の声というのは全く生かされないじゃないですか、聞かないんだから。なぜ、聞かなかったんですか、こういう立派な計画ができていないのに。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 市民の声を聞かないというわけではなくて、前回は申し上げましたが、市民のその参画される方以外の意見、考え方ということも必要なのではないかという意味において、厳原南部の人たちの待合所的な場所というのをどのように作り込んでいくのかというのが欠落しているのではないかというふうなことを私は申し上げ、そしてそのような決定をさせていただいた次第であります。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） わかりました。わかったわけじゃないんですけど、次に進みますよ。

文化庁の許可関係についてお尋ねいたしますが、幼稚園跡地は臨時駐車場ということで、たしか来年の3月30日をもって使用ができないと、使用期間は平成27年の3月30日と聞いておりますが、それでよろしゅうございますか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 済いません、言葉尻を捉えて、3月31日だそうでございます。

○議員（13番 小宮 教義君） 3月31日まで使えるんですね。

ここに、市が文化庁に出した資料がございます。先ほどの臨時駐車場については、これは許可をもらうために市が出した分ですよ、文化庁宛てに。下記のとおり許可をいただくために、補足資料を提出しますという文章ですよ、手元にあるかと思っておりますけども。

ここに、臨時についてはこう書いてあります。現在、大型バスの駐車場及び昇降場となっている観光交流センター建設予定地の工事期間中、代替機能を持たせ、臨時駐車場、昇降場として暫定的に使用しますと、こういうふうに文化庁に許可のお願いを出しておりますけれども、そのとおりに理解してよろしいでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 当面の間については、こういうことで申請を出しております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） ただ、観光交流センターができた後は、観光バスは、準備をしていると言うけども、今の場所には駐車できないわけですね、停車じゃなくて駐車がね。ならば、来年の3月31日ですか、この分を二、三年延ばしてもらわねえいけないんですかね。一番いいんです、あそこが、駐車場は。2年か3年か、来年の3月いっぱいじゃなくて、その辺はどうなんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） ある意味、そのあたりの問題というのをクリアしていくために、今回の補正予算において、あそこの周辺の計画づくりというものを委託料で計上をさせていただいているということで御理解ください。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 来年の3月31日をもってということは、ほかに市が文化庁に対して許可をいただくときに、なぜかという、3月30日という区切りがあるわけですから、何か条件をつけて、3月の30日というふうな設定にされたのではないんですか、その辺はどうなんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私どもは、この文面にある範囲内でのことしか承知はしておりませんけれども。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） ここに、さっきの文章と一緒にすけども、文化庁に許可をお願いした日付が今年度の1月の20日ですよ。そして、条件をつけているじゃないですか、はっきりと。いいですか。巖原幼稚園解体後の用地の整備等についてということで、5項目上げています。先ほど述べたのは2項目めですけども、3項目、4項目ですよ。いいですか、これは1月の20日に出している分ですよ、文化庁に。

3番、4番は、こう書いてありますよ。観光交流センター完成後は、大型バス昇降場として機能が復帰するので、当該地における臨時駐車場と昇降場としての機能は解除するんだと。要するに、観光交流センターができれば、以前のように観光バスが入るんだと、その目的を達成したから、3月30日で解除すると約束しているじゃないですか。そして、観光交流センター完成後の平成27年4月以降は、史跡等として本来の緑地計画をしますと、条件をつけているんじゃないんですか、その辺はどう認識するんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） このあたりのことにつきましては、文化財の行政が走っている部分だというふうに私は思っております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） この許可申請は、市長部局が出すんですよ。これを長官宛てに出すんですよ。その手続上は、文化財保護法188条には手続の規定をしていますよ。これは、長崎県教育委員会と、そして対馬市の教育委員会、これにも出すよということ、保護法上は決まっています。これを出したのは、市のほうから出ておるんですよ。そういう手続なんだか

ら。文化財とは関係ないんですよ、作成したのは。

だから、いいですか、今の観光交流センターができれば、機能を戻すんだと、そして解除するんだから、3月31日までですという約束なんですよ。この約束をどうするんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） このあたりの物事のやりとりについては、私どもの意思疎通がきちんといっていなかった部分が市長部局内であるんだろうというふうに思います。それは認めさせていただきますが、この問題については、私どもは基本的に幼稚園の跡と先ほど言いましたB&Gとか、そのあたりの問題については、文化財の指定をする段階において、平成4年の段階に議会のほうの承認をもらっておるわけですけども、その際の文化財国指定の承認を認める条件として、私どもは文化庁のほうに、ここの駐車場の使い込みについてはきちんと議会でも論議され、そのことも言ってきた話でございますので、このことについてはまだ職員が見えない部分があるかどうかと、職員もわからない部分もあるかと思っておりますけども、そういう流れの中で文化財の指定がされてきて、私どもはそういう方向で、今後も文化庁に対して求めていくというふうなスタンスは変わってはおりません。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） ならば、このように許可をいただく時点で、条件を国につけているわけですから、許可の条件としてあるわけですよ、あそこに戻すんだという。ということは、許可そのものに対して、虚偽の申請をしたこととなりますよ。国を欺いたこととなりますよ。既に、市民は欺かれているけども、国を欺く行為じゃないんですか、これは。どうなんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど言いましたように、平成4年、20年以上前のことをしっかりと押さえていない中での今の文化財のやり方ということで、このような書き込みをしているんだろうなというふうに私は理解します。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 書き込みをしておろうとか、これは長官宛ての許可申請ですよ。戻すと約束しているんだから、これそのものを国を欺くなんて、どうするんですか、そういうことで。恥ずかしい話ですよ。

それと、結論は出ていませんけど、先ほど文章を言った、これは1月の20日と言っていますよ。そして、私どもの議会で、さきの12月の議会では提示もされて、そして路面バスをとめるということでお話もされました。昨年12月に、観光交流センターにおいては路面バスをとめますよという話で、物事は進んでおったんですよ。

そして、これを出したのは、年が明けて1月の20日ですよ。その20日の中の文章が、先ほ

ど言った観光交流センターが完成をしたら、今の幼稚園跡地の観光バスは移しますよという約束をしているんですよ、その後に。その以前なら知らず。これは、議会無視も甚だしいんじゃないですか。全く違うことを国にお願いするんだから、どうなんですか、その辺は。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 議会を無視しているということではなくて、私どもの内部の部分において意思がきちんと伝達されていない部分があるだろうと、それについては私の責任だろうと思っております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 意思の伝達がどうのこうのじゃない、文化庁長官に出す公文書ですよ。自然と印鑑を押さんといかんじゃないですか。部下の責任じゃないんですよ。さっきから責任をとると言うけども、またおやめになりますか。それが一番いいんですけどね。これは、完全な国を欺く行為ですよ。どういう責任をとるんですか、それなら。お願いします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 文化庁に対して、平成4年にさかのぼって、文化財の指定申請のことを整然とすることがまず第一だと、私は思っております。そのことじゃないと、この問題についての解決には至らないんだらうと思っております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 昔の話をしよるんじゃないんですよ。ことし出した、1月20日に出した公文書に偽造があるんじゃないかと言っているんですよ。偽造じゃないですか。国を欺いたらいけない。何回も言いますが、対馬市民は欺かれておりますが、失礼な話ですよ。そういうことじゃ、トップとしてふさわしくない、寂しい話ですけどね。よく考えてやっていただきたいと思えますよ。進退を考えて。

それと、時間がありませんから、この前の専用駐車場についてですけど、これは市長のほうは確かに、小宮議員、あれですよと、その他の事項が抜けているんじゃないかと、あなたはおかしいよと、そうでしょう、抜けておったかもしれませんが、でもその他の事項の5項目のうち1つを市長は指摘をされた。

あと残りの専用駐車場としての基準、手引がございます。何回も言いますが、それは5つのもので全てを満たさなければいけないということなんですよ。市長のほうは1つをただ取り上げて、あたかも1つしかないような表現をされたけども、あと4つあるんですけども、4つとも全て満たさなければいけないと私は理解をしておるが、市長は特別な思考力の持ち主ですから、何か意見があればお聞かせをいただきたい、そのとおりのかどうか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私には何も能力はありませんが、特別なものは、今、そう書いてあることでの形をつくるために、補正予算を上げさせていただいておるところであります、まずもつてですね。そして、その前提となるのは、22年前のそのときの論議っていうのが、まずベースになって、今度の新たな計画、周辺整備計画ですか、それを駐車場を含めてつくりこんでいくというふうなことで御理解をいただきたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 昔のことは言いよらんとですよ。現在のことを言っておるんですよ。許認可の問題を私は話をしよるんです。不備があるんじゃないかと、それは素直に認めて、そうですよ、と。じゃあ、善後策をどうしましょうか、という話にならんと前には進みませんよ。

それで、時間ありませんけれども、提案ですが、バス停が2つできるでしょう。まあ、それもいいかもしれない。やはり、使う人の身になって、よく考えていかなければいけないと思います。

今の観光交流センターに、確かに電子掲示板できるかもしれないが、そこには切符を売るところもない、そして、大もとの対馬交通も入れない。入れないことについては、先日でしたか、しまづくり何とか部長さんが、目的外の使用だからできない、ということです。もし、本当にやろうと言うならば、都市再生事業ですから、5年間ずつ区切りがあるんですよ。その中において、先ほど言われたような史跡も含めて、全体をどう整備していくのか、それを決めてやれば、先ほどみたいな昔の話も出てこないんです。確固たる計画図がないから、右に行ったり、左に行ったり、そのたびに市民は迷うんです。これは、本当の皆さんの考えです。

それで、駐車場は2つもいらない、済いません、バス停は。それで、もう工事を進めるといふことですが、できれば、この駐車場とバス停の分は、建物はそのまま一緒ですよ。バスをどう配置するか。つまり、路面バスを入れるか入れないか。入れなくてももう1つあるわけですから。工事には支障はないんです。外構工事が始まるのは、ことしの末から、多分、年が変わってからだと思います。まだ決断のときは十分あるんですよ。そうしなければいけないと思いますよ。

それとも、国に出した許可を覆してやるのか、それとも本来どおり、許可申請の分に対して、市として国に従ってやるのか、そういうふうな話になりますんで、2つもいらないから、駐車場は、1つを本来どおりの観光バスの駐車場にするように検討をお願いします。

ここで区切りましょうかね。答えはをお願いします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） その問題については、文化庁への届けている問題については、再度内部の組織的な問題もあろうかと思いますが、私自身の責任もあろうと思いますが、善後策を考えたいと思います。

その外構工事のお話がありましたけども、これについては、私どもは公共交通の結節点としての拠点という位置づけは、どうしてもこの場所には必要だということは、公共交通の立場も踏まえて考えてましたので、この分については動かす予定はございません。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 国を欺かないように、市民は慣れとりますけど、国は大きい機関ですから、慣れてないようにございますから。国を欺かないような行政をしなければいけないと思いますよ。

最後に、あれがありますね……。

○議長（堀江 政武君） 小宮議員、時間になりましたので簡明にお願いします。

○議員（13番 小宮 教義君） わかりました。

責任の取り方がたくさんございましょうけれども、市長はいつも単独で決めるけれども、このバス停もそうです、ほかにもいっぱいございます。

やはり、自分の考えがすべてじゃないんですよ。10人いれば10人の考えがあるんですよ。それぞれの意見をまず聞くこと。これが行政の始まりです。自分勝手にあれを決めたり、これを決めたりするのはとんでもないことだ。だから、よく市民の声を聞くように。まあ、私の大義ですけど、市民の声を生かすということですけども、ぜひ市民の声を聞いて。単独はいけませんよ。だから、こういう失態を招くんですよ。そして、責任をぴしゃっと取る。これが一番です。市民をだまさない。

以上。

○議長（堀江 政武君） これで小宮教義君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。再開は2時5分からとします。

午後1時51分休憩

午後2時04分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

4番、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） 清風会の船越洋一でございます。通告に従いまして、2点について市長の考え方をお伺いをいたします。時間が50分しかございませんので、前置きはやめまして本題に入らせていただきます。

1点目は、人口減少に対する施策はあるかお伺いをいたします。2点目は、お船江広場に公衆トイレ及び堤防突端に常夜灯の設置はできないか、以上2点についてお伺いをいたします。

まず、1点目の人口減少に対する施策はあるかでございますが、現在の日本国内の人口は都市部に集中し、地方の人口は減少の一途をたどっており、我が対馬においても昭和30年代前半は6万9,000人ぐらいいた人口が、平成26年8月末で3万3,000人まで減少し、25年後の対馬の推計人口は1万8,000人とされており、そのうち65歳が8,000人、15歳から64歳が8,000人と推計をされております。生産年齢者1人が高齢者1人を支えるという状況になります。

国も、地方のそのような状況を踏まえ、地方創生まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、秋の臨時国会に議員立法で法案を提出し成立を目指すとのことで、1年ぐらいかけて内閣官房が検討していくところであります。

また、長崎県も、対馬交流人口拡大プロジェクト推進会議を設置され、対馬振興局、対馬市、島内の15団体で組織され、観光客増加の効果を島内全体の雇用や生産、消費の拡大につなげることが目的ということで今後協議がなされていくと思われまます。

そこで平成25年度の移動者数を見てもみますと、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間で、出生者数は272人、死亡者数は494人、転入者数は1,331人、転出者数は1,712人、出生者及び転入者で1,603人、死亡者及び転出者で2,206人、結局1年間で603人の減少であります。

また、本年4月1日から7月31日までの3カ月間で、出生者76人、死亡者157名、転入者数416、転出者数373、出生者数及び転入者で492人、死亡者及び転出者で530人、3カ月で38人の減であります。

そういうことで、現在の福祉施設の入所状況を見てもみますと、特別養護老人ホーム5カ所で定員230名に対し利用者が230名、待機者が325名、介護老人保健施設2カ所で定員が160名、利用者数も160名、待機者は100名であります。特定施設入居者生活介護3カ所で定員が160名、利用者160名、待機者が181名、認知症対応型共同生活介護6カ所で定員が63名、利用者数63名、待機者は38名であります。待機者数が644名になりますけども、複数の施設に申し込みが行われているもので、実待機者数は326と言われております。

次に、高齢者率を見てもみますと、平成25年度で31.3%、年々上昇傾向にあります。介護保険料基準額は5,520円で、全国平均は4,972円であります。

次に、保育所の入所状況であります。島内の保育所、保育園は2カ所で、入所児童数は0歳児46、1歳児100名、2歳児146名、3歳児182名、4歳児212名、5歳児226名、合計の912名であります。

なお、定員は1,220名でありますので、まだまだ余裕はございますが、地域によっては定員オーバーのところもあります。



それで、まず保育料の金額がどれぐらいかかるかというのを、目安をちょっと一例を上げてもらいました。夫婦と子供2人の4人家族で、父親が給与18万円、お母さんがパートで8万円、第1子が小学生、第2子が5歳児で保育所入所の場合、それぞれの控除内容によって違いはありますが、入所料は約1万4,800円ぐらいになるとのことです。

また、島内の26年度の3高校の卒業生は、対馬高校149人、豊玉高校21人、上対馬高校41人、合計の211名でございます。うち島内の就職者は20名であります。対馬の有効求人倍率は0.83%であります。

このような状況の中で、今子供の出生、それから子供の保育所の入所者数、いろいろもろもろ言いました。それから高校生の卒業生の数も言いました。これぐらいやっていると、どんだけ人間が減っていきよるかというのは、おのずからわかると思うんです。25年後には1万8,000人になるというのは大方の検討がつくと思うんですよね。年に600人、700人ぐらい減っていけば、約そのぐらいにはなってくると思いますが。

やはり、これだけ減っていく現状を見てみた中で、今る私も言いましたけども、こういう状況の中で対馬の首長として、どのようにして人口減少に歯どめをかけるか、その施策があれば一つ市長にお伺いをしたいと、このように思います。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 船越議員の質問に答えさせていただきます。

人口減少に対する施策はあるのかというふうな御質問でございました。これについて人口減少というのを抜本的にとめるのを、地方自治体が施策ということでは持ち合わせはないというのが、正直なこれは話です。

しかし、今取り組んでいる部分としましては、私どもは3つの力を合わせて「つしまヂカラ」と言っておりますけども、本当に地域資源というものをきちんと表に出していく作業をしないとイケない。東京のほうを見ながらの資源探しではなくて、足元にある資源というのを見落としてきている部分があるのではないかとこの部分での本来ある対馬の底力というものをしっかりと見つけ直していきましょうよという話を、まず1つの力で言ってます。

2つ目の力として、私ども行政だけがやれた時代ではなくて、市民の皆様の考え方とか、地域の一体感の中で物事をやっていく部分というのが必要なんではないんですかと。そういう意味において、市民力によるまちづくりというのに取り組んでいきましょうという話をしております。

そして3つ目の力として、広がる力で未来づくりということではありますが、まさに外の人たちの力をどのようにこの島で発揮をしていくか、そしてその方たちが持っている情報とか技術とかいうものを先ほど言いました底力、市民力に落とし込んでいくことをしないとイケないのではないかとこのふうなことを、ずっと言い続けておるところであります。

そういう中、ことしから今JAの組合長をはじめ各機関の代表の方たちで構成をして話し合いが始まりましたが、異業種の連携協議会というのを立ち上げて話し合いを始めたところであります。それぞれがそれぞれの業種だけで考えていっても太刀打ちいかないのではないかというのが、その機関の長の方たちからもお話が出ておりました。それぞれの弱み、強みというのをしっかりと捉えて、それぞれ全体の業種が一つになって動き出すことを作り出す意味において、そのような会議を設定をして動き出したばかりであります。

また、そういう中、5月の下旬だったと思いますけども、地方の元気創出プランというのが総務省のほうから出されました。新しい骨太方針の中に、そのあたりのプランづくりというのが形にしていく予定だから、どのような動き出しを地方のほうからしてもらえるかというふうな投げかけがありまして、私ども帰ってから今の言う異業種の問題もありましたし、また個別で、そこにも落とし込んでおりますが、個別で産業界と産官、私ども、そして学の大学等々専門機関、それから金融機関、産官学金と言っておりますが、この4者がその計画をつくり上げて、国のほうは1万のプロジェクトを吸い上げていきたいということで、来年度の概算要求もされているようにあります。

そして、各省庁の予算を概算要求の状態を横断的に見ますと、各省庁がその地方創生に向かっの連携をしていく枠というものを組み立てておられるようにあります。まさに5月の下旬に総務省の課長のほうから話を聞いた内容が今度の概算要求の形になってきているんだろうと思ひまして、それらのことをしっかりと私ども行政もそうですが、市民の皆様にもおろしていく中で、そこに向かっいけないといけないと思ひてます。

その国が言ってることはどういうことかと言ひますと、大きな企業とかいうものは生まれてこないことをもう想定されてます。都会と田舎というふうな考え方でいった場合、田舎においてわずかばかりの雇用でも創出することが大事だし、その地方における将来的な都会とのかかわり方というものを明確につくって、都会の人材を地方のほうに流し込んでいこうというふうなこともそこには見え隠れしてあります。

まさにそのような方向というのは、3つの力を申し上げましたけども、そのあたりの流れとも合致するんだろうと思ひておりますが、理念ばかり言っても私も始まりませんので、そのあたりについては既に担当課のほうから新政策推進課のほうからそれを頭になって、各部署、各機関にそのことについては説明会等もずっと開きながら、今は落とし込んでおるところでありまして、どういう形で10月中旬だったと思ひますが、それがまとまっっていく作業をしていくんだろうと思ひます。

行政として、そのあたりの産官学金、金融機関からの金の流れというのもスムーズに流れていく形、その計画に上がれば、国の1万プロジェクトに認定されればいくということでございます

ので、まさに今回つくられた地方創生の本部ですかね、総理大臣が本部長で石破大臣が副本部長のようにありますが、そのあたりの本部が中心となって地方の問題について取り組んでいっただけのもだと思いますので。向こうが求めるものではなくて、私どもがこのような地域とか地区とかいう単位で組み立てをしていくことをしっかりと伝えていきながら、そしてそこにわずかばかりの雇用が幾つも集まっていくようなことというのがすごく大事なんではないかというふうには思っています。

私どもの島であれば、もう第1次産業というものの再生といいますか再興といいますか、そのあたりの根本的な組み立て直しというのが必要だと思っています。そこに絡んでくる問題としては、当然観光とかいうのがそこには絡んでくる問題だと思っていますし、それをどのように絡めて第1次産業等の組み立て直しをするかということだと思っています。

また、エネルギーの問題についても取り組んでおりますが、この問題についても当然水産業に寄与できる問題だと思ったり、林業の活性化につながることもなろうかと思えます。当然エネルギーそのものの施設に対しての雇用というのも生まれると思っていますが、私は水産業における水産物の資源管理の問題とか、それから燃油のたき減らしの問題とかに当然つながっていくエネルギー政策だというふうに思って、今これには取り組んでおります。

当然それぞれの産業が元気になることによって、自分らが汗かき働き、そしてふるさとであるこの対馬というところで生き続けられる形というのをつくっていくことが、私ども行政に求められているんだなというふうに思って取り組みはさせていただいておるところであります。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 4番、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） 市長ね、言われることはわかるんですよ。しかし、やはり対馬の島民の方たちが、東日本大震災がある前はNUMOの核燃料最終処分場という話も一時出ましたよね。あれはやはり対馬はこのままじゃ沈むぞと、国からの補助金でももらわんと沈むじゃないかという、そういう不安感があったからこそそういう話も出て、青森県の六ヶ所村にも二、三十人の人が視察にいったという経緯もあるんですが、要は震災があった後には、もうその話は断ち消えてしまいましたよね。やはりそういう危機感というのを島民の皆さん、みんな持ってるんですよ。

今現在、対馬の中で何かやろうとしても資本力がないんです。経営者が、それだけの資本持ったところがないんです。だから何やろうにも、まず行き詰まってしまうというのが現状なんです。

今言われるように、県が主体となって、交流人口拡大プロジェクトというのをつくって、いろんな業界団体が集まって、いろんなことをやろうという協議が始まったということですが、やはりそれも恐らく行き詰まってしまうですよ。議論はしますけどね、要は金がないんです。15団

体ありますけど、15団体がみんな出資して何かやろうかと言ったって、そこまでは私は行き着けなと思う。そういう小さくやっついていながら、雇用を少しずつふやしていこうということは、まずできるかもわかりませんが。

先ほど小宮議員が言いましたように、何かの起爆剤が要ると思うんですよ。例えばカジノをやるのも一つの起爆剤になるでしょう。あるいはオスプレイを持ってくるのも一つの起爆剤になるでしょう。いま一つは3,000人から5,000人規模の刑務所の誘致、これも一つの方法でしょう。そうするとやっぱり変わりますよ。一遍に国のお金がぼんと入ってくるわけですからね。

そういうことも含めた中で、小さくは県とか団体とかでいろんな話はしていきながら、根ではそれをしっかりとやっついていながら、やはり行政たるものそういうところにも目をつけて、足を運んでどれがいいのかというのは、目をつけて引っ張ってくるようなことも考える必要が私はあると思うんですよ。

例えば、LCCの飛行機を呼ぶにしても、あれは大型ですから、対馬空港は1,900メートル、LCC呼ぶには2,000メートル要る。小型機を、もうちょっと小型化せんことには入れんわけですね。今一番問題になっているのは何かと言うと、国内からの観光客が来るにも、例えば対馬から出て行って一家で里帰りしようにも航空運賃が高い、船運賃が高い、一家そろって帰ろうと言ったら10万円以上かかる、これじゃ里帰りもできんというのが現状なんです。

だから、やはりそういうことがネックになつてくるわけですから、それを打破するためには、交付金なりそういう補助金なり国の金を引っ張ってくるような施策を何か考えてこんことには、どうにも先行きならんことになってくると思うんです。雇用を生まないかん、雇用を生まないかんと言いますが、なかなかそこまで私はいかんと思う。ですから、そういうことも一つ考える必要があるんじゃないかな、思います。

それから国境離島特別措置法、これも今国会の秋の国会には何とかというような話も出ましたけども、しかしこの秋の国会にはカジノ法案が出ますし、それから地方創生、これも出ますよね。これは2つとも議員立法です。議員立法で両方とも出してくるわけですから、やはり国境離島というのは一つ置かれた感じだろうと、私はそう思うんです。だから来年の通常国会にはというような話も出てきてますけども、何とかこの国境離島特別措置法というのが通っていただければ、対馬も何とかいい方向にいくんじゃないかな、これは期待せにやいかんと思えますが。

地方創生関連予算では新聞報道によると、27年度に2,500億ぐらい盛り込むというようなことも新聞報道にも出てました。ですから、やっぱりそういうことで石破幹事長が今度担当相になってやるということですから、地方のこともしっかり見てくれるとは思いますが、先ほど市長は行政がということじゃなしに、行政は行政でそういうところでしっかりと動いてもらわんと、なかなか歯どめがかからんと思えますよ、私は。

ですから、そういうことも含めて一つ考え方を、今私が言いましたね、そういうことを含めた中で、先ほど小宮議員もちょっとそこまでは行き着いてませんので、やはりそういう施策は私は必要だと思うんです。答弁をお願いします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 特別措置法の問題については、皆様方と同じように動いているつもりでございますし、これからも来年の通常国会に上げていただけるように動き出しはしていきたいと思っております。

次の点につきましては、この対馬における最終的な生き方というものをしっかりと見据えて、私に入ってくるさまざまな情報とか人とかいうものの中で、しっかりと判断はしていきたいというふうに思っております。

○議長（堀江 政武君） 4番、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） もう少し市長ね、元気を出してやってください。というのは、冷えていけると、この1万8,000人を切ると対馬の商売人というのはできませんよ。今対馬全島のスーパーあたりでずっと見てみますと、100億から150億ぐらい購買はあつてと思えますよ。ところが、これ1万8,000人になってきますと、もうそういうところは出店できませんよ。だからそういうことが、もう先に見えてくるわけですから、それは食いとめなきやいかん。食いとめるためにはどうせにやいかんかということは真剣にやっぱり考えないかんと思う。

行政の中でそういうことをやる、小島議員も言っていましたけども、担当部署はどこかというようなこともありましたかね。そういうところも一つはつくって、真剣に取り組んでいく必要があるんじゃないかなと思います。

先ほど言いました刑務所の誘致、こういうことも考える必要が私はあると思うんですよ。頭の片隅に置いて、やっぱりどっかそこら辺でやれるときがあつたときには、そういうことも含めて考えていただきたい、このように思います。

それから地場産業を見てみますと、農林水産業にはいろんな国の補助制度というのがありますよね。ところが対馬は真珠業、真珠というのも、これは昔から大変頑張つてあるわけですが、ここら辺についての市、国、県の補助金等々どういうものがあるのか、一つお知らせをしていただきたいと思えます。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど刑務所のお話がありました。これにつきましては、実はことし何月だったかちょっと月は忘れましたが、それと四、五年前ですか、法務省の矯正局のほうに御相談に行かせていただいたところでもあります。その段階において全国で確かそのとき51番目だったと思いますが、もう既に50団体来てるというふうな話がありました。

ことしの話では、五、六年前というのは飽和状態だったんですね。それでどうしても必要だということで全国につくられた経緯がありますが、今は逆に若干余裕が、余裕があるほうがいいんでしょうけども日本の治安のためには、余裕があるというふうな表現されました。

その中で私どもとしては、当然つくられた場合、島内のいろんな産物がそこで使われたりということもありますし、もしPFIでその事業をつくり上げた場合は、いろんな警備会社等がそこをつくり込んでいくということにもなりましようから、その雇入れとかいろんな形のものがあるんだろうなと思いつつ、そこには相談には行かせていただいたところであります。

また、真珠のお話ありがとうございました。真珠、要するに養殖関連に関しまして、真珠のみならず養殖関連については、ほかの業態よりも手薄な措置だというふうに私も感じております。それは私ただけの話ではなくて、国からの一つの方向性がそのあたりにあるんだろう。だから、補助とかじゃなくて融資とかいう形での物事をつくり込みがされているというふうにも思っております。

ただし、前回中村知事と真珠養殖の若い経営者たちとの話し合いにも参加させていただきましたが、今は一昨年と比べて30%ぐらいいい状況があるんだという話も確かあったと記憶しております。ただし、今度はそこに雇用があるのに、雇用で今度は勤めてもらえないということがあると。それを一生懸命にハローワーク等に持っていき、そこに勤めていただけないで困っていると。逆に人が勤めていただけないことに対する将来的な事業継続の不安があるという話があったというふうに、そのときは思っております。

○議長（堀江 政武君） 4番、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） 真珠養殖について、私もちょっと調べてみたんです。やはり、この真珠養殖というのは、全国的に言いますと1番目が愛媛県、2番目が長崎県、3番目が三重県なんです。長崎県の大半は対馬なんです。これだけ全国的に有名な、世界的にも有名な対馬の真珠を基幹産業として、やっぱり行政も援助といいますか、そこら辺も少しは考えるべきだと思うんですよ。衰退していくのをじっと見るんじゃないかに、やはりどういうことか手を差し伸べるといふことも必要だろうと思うんです。

購入する稚貝1個が4円ぐらいするらしい。その補助金が1円ですよ。去年の対馬栽培漁業振興公社が80万個生産をした、売れたのが59万個、残り29万個は廃棄。廃棄するんであれば、そういうところに無償でやっても構わんぐらいなもんじゃないかなと私は思うんですよ、有効活用してね。そういうことも含めた中で、基幹産業のそういうところを手厚くしてやるということは、私は大事なことだろうと思うんですよ。

最盛期には、3,000人から4,000人の雇用があったと言われておるんですね。その当時は46億ぐらいの売り上げが上がってる、46億。ところが現在は、いろいろ阪神大震災とか円高とか、それから天候による大量死とかいう被害があつて、25年度には46業者、最盛期には

96業者あったのが今現在は46業者、売上高で約16億ですよ。

例えば最低賃金というのは東京でいきますと888円です、1時間当たり。長崎県は676円ですか、今度10月から13円上がりますからね。だから211円ぐらいの差があるんですよ。ですから、これは県でやるわけですから対馬だけ上げるわけにはいきませんが、要はそれだけやっぱり低いんです。低い上に対馬は特に離島やから物価が高い、給料は安い。それでやはり人口は高齢者がふえていくことによって介護保険料も上がってくる。いろんなマイナス面が多いんじゃないかな。

生産年齢者を上げていくにはどうしていかないかんかな。そこら辺を考えてみますと、やっぱり保育所、保育園の園児、これは将来の若者が育っていくわけですから、ここら辺にもやっぱり、先ほど言いましたけど1万4,600円ですか。家族的な負担も大変なもんだらうと思うんです。これは1人の子供だったらいいんですが2人いくとまた変わってきますんで、やはりそういうのは負担がかかって消費が伸び悩むという傾向もあるでしょう。だからやっぱり行政として思い切った施策をやる必要がいろいろあるだろうと、私は思う。

将来の子供たち、将来青年になっていって生産年齢に上がっていくまでは言いませんが、やはり保育所の金額、1人当たり今1万4,800円ですか600円になるやつを、5,000円ぐらいは市が負担してやって、未来の投資だというぐらいの気持ちで、子供たちを手厚くしてやる、あるいはまた福祉施設についても待機者が今326名。そうしますと、これは自分のお父さん、お母さんが家におるから働きにもいけんという人もおるんでしょう、自分で介護せにやいかんから。施設がないわけですから。

だから、今からの対馬の持っていきようというのを、やはり子供をしっかりと育てやすい島にしていくのか、あるいは老人福祉が完全になって、安心して対馬で老後を暮らせるというふうにしていくのか、そういうことも含めてやっていくには、どうしても外資の金を引っ張ってこんことには。今から交付金も削減されていくんですよ。そうしますと余計に厳しくなってきます。それがどうしても外資の金を引っ張ってこんことには、私は先行きえらくなってくる、このように思います。それがやっぱり人口減少の歯どめをかけるには、やっぱりそういうことも必要だろうと思います。

それと、交流人口をふやしていくには、思い切った政策が先ほど要ると言いましたが、今度今中対馬病院ありますよね。これは土地も、確か建物も病院企業団の持ち物だらうと思いますが、やはりあそこは今度新病院ができれば解体するだらうと思うんですけどね。

今言いましたように、要は農業、林業含めて、農林会館ぐらいをあそこら辺につくって、それに真珠組合も連携をさせていただいて、例えば真珠のそこで販売をするコーナーをつくって、対馬の真珠ですよというのを出すようなところも展示場もつくる。あるいは対馬産ヒノキを加工して、

そこで売る。あるいはまた農産品をそこに持ってきて農業の人たちが売る。道の駅みたいなそういうこともできるぐらいのやはり施設というのは要ると思うんですよ。

今現在農協会館にしても今巖原にあります、あそこはバスもとまりません。そういうふうな販売をするにもできませんよ。旧中对馬病院跡ですとバスも入りますし、駐車場もゆっくりとれますから、やはりそういうことも含めた中で、そういうことも考えていただきたいと思います。

それから、市長、「韃靼の馬」という本を読んだことありますか。ないですか。（発言する者あり）全編読んだ。（「読んでません」と呼ぶ者あり）読んでない。これ私も読んだんですけど、対馬藩士の阿比留克人と利根という2人の主人公がおるんですが、これが朝鮮通信使ですと江戸まで行って、江戸家老の平田直右衛門とか雨森芳洲とかいろんな人との交流、朝鮮通信使のことも出てくるんだ、話が。帰りがけに大阪に行って、大阪で朝鮮通信使を切る。切って、切ったやつを雨森芳洲とか大阪の豪商の唐金屋ですか、対馬藩とかかわりのある人なんです、その人が韓国に逃亡させるんですね。逃亡させて韓国で將軍家から対馬藩に韃靼の馬を調達せよという命令が来る。それを韓国で韃靼の馬というのを阿比留克人というのが潜伏をしとってやっていくという、そういうふうな大まかに言うとそういう物語。ところが朝鮮通信使というのが、ずっとそこに出てくる。雨森芳洲先生というのも出てくる。

歴史的なその中での本なんです、こういうこと含めてテレビ化するとかいうことによって、今対馬でもやってますけども、朝鮮通信使ユネスコ記憶遺産、こういうことにも大きくこれはつながっていくんじゃないかな。あるいはまた交流人口の拡大にもつながっていくんじゃないかな、こういう気もするんです。

五島は、この前新聞に載ってましたけど、五島を舞台に中学校の合唱部員たちの青春を描いた映画「くちびるに歌を」というのがクランクアップしてるんです。これが7月の中旬から8月上旬にかけて、もうやってるんですけどね、ロケは。これ三木孝浩監督がやっているんですが。

そういうことも含めた中でテレビ放映をすることによって、その地域がクローズアップされるということも一つの方法でしょう。やっぱりそういうことも含めた中で、交流人口拡大プロジェクトチームの中でも、いろんな業種の方がおられるわけですから、いろんな友人、知人の方もおられるでしょう。あるいは東京対馬会もあるでしょう、関西もあるでしょう、福岡があるでしょう、長崎もあるでしょう。そういうところに投げかけて、そういうことを一つ一つ積み上げていくということは私は必要だろうと、そう思うんですが、市長どう思います。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 「韃靼の馬」については私も、全編は読んでないんですが、阿比留克人が出てくること等々については知ってますが、辻原登先生とつながりのある職員並びにOBもおりまして、確か1カ月ぐらい前、2カ月になったかな、ちょっと定かじゃないですが、辻原先生



のほうから直接電話があって、この「韃靼の馬」に関していろんなところから今、本人もアプローチかけてるし、向こうからもかかってくる、テレビとかの話だったと思いますが、映画じゃなかったと思いますが。そういうことが来てるよというふうなお話も、私のほうにも直接その方からも話がありました。

また機会がありましたら辻原登先生のほうにもお会いをし、そしてまた今おっしゃられたようにそれだけではなくて、関西対馬会、東京対馬会さまざまなそういう出身者の方たちに対して、そういうフィルムコミッション的なものをどのように組み立てて、何かないかとかいうことは投げかけは、当然やっていかなくてはいけない問題だというふうに、今お話を聞いてても感じておるところであります。

○議長（堀江 政武君） 4番、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） ぜひ、辻原先生とも面識があるのであれば、そういうこともやっぱり対馬市からもアプローチをする、朝鮮通信使の記憶遺産にかかわる人たちにも、そういうことの話をしていただいて、やっぱり辻原先生ともいろんな話をしていただいて、いろんなところからアプローチをして、そういうことを一つテレビドラマ化すると変わりますよ。やっぱりそういうことも必要だろうと思うんですよ。

ですから、先ほど言いましたように対馬には資本力がありません。何とか人口流出に歯どめをかけるには外部の資本が要ります。あるいはテレビ等でそういうことをやって、いろいろな流入人口を入れる。あるいはまた韓国との交流の中で、それをやっていくということも必要でしょう。

そこら辺を一つ一つやっぱり、これは我々が主導でやるわけにはいきませんので、行政の中に担当部署一つづらいつくって、そういうこと専門にやっていくぐらいの気迫が私はあっていいと思うんですよ。どこの課でもいいんですがね、やっぱりそういう担当者を1人置いて、こういうことに積極的に取り組んでいって、こういうふうに対馬変えていくぞと、行政はこういうふうな取り組み方をしとるぞと。議会にそういうことを発表して、議会の皆さんも応援してくださいというぐらい、反対に持ってくるぐらいにすると、議員のほうもやっぱり一生懸命なりますよ。皆さん、議員、そういうふうに関心は持つとるわけですから、どうかしたいという気持ちがあるんですが、我々が先に動いてどうのこうの、行政を置いてどうのこうのというわけにはいきません。しかし、応援は我々もいろんなところでそういうところのことはやっていってますけど、しかし、我々が動くよりも行政にそういう部署があって、そして、そこから出て行って、こうですよ、ということを示してほしい、そう思うんですが、そういう課でもつくってやるぐらいの気迫がありますか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今の政策企画課が中心となって、この問題には取り組んでいるところで

ありますが、横断的なそのような部をプロジェクトチームをつくるのは、可能でございますが、少なくとも、今こういうことが我々の自治体にとって、とても大きな政策課題だということは、各部もそれぞれ考えてはおるところであります。それらを今までひとまとめにして、組み立てていたのが政策企画課でありますし、またその中で、ほかの部には直接つながらないであろうけども、特化して取り組んでいかななくてはいけないというところで、新政策推進課と未来創造・交通政策課を立ち上げて、別部署でやっていただいております。

今の御意見というのを、また持ち帰りながら、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○議長（堀江 政武君） 4番、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） 時間が3分になりました。最後に、お船江の件についてお伺いしますが、お船江広場に公衆トイレ及び堤防突端に常夜灯の設置はできないか、ですが、お船江は確かに観光客が今多いです。それと、お船江大橋をつくったときに、あそこのらせん階段の下は確かに市があそこをちょっと買うとるはずなんです。私も定かじゃないんですが、確か買うとるはずなんです。らせん階段がこうあるところ。県か市かが買うてますよ。そういうところがあるはずなんです。そういうところに、やはり、民家の人が、バスが大通りにとまるんです、とまったところの家に入って来るんです、トイレ貸してください。それが日本人ならまだしも、韓国人が来たということで、言葉がわからんで、「トイレ、トイレ」と言って、こう来るというようなこともありますので、そういうことはできるだけようにするには、観光地の一つですから、そういうこともないようなことを、ひとつ、ぜひ公衆トイレをつくっていただきたい。

もう一つは、お船江の堤防がある、突端があるんですが、そこに今、旧野良崎にあった燈明台、それをちょっと小さくしたような形の常夜灯ができないかということなんです。あそこを橋の上からバス等で通ると堤防がずっとすぐ見えるんです、下に。そうすると、そこにそういうものが建つとるということは、確かに昔、船がお船江に入る時に、これを目当てに来よったんやな、というふうなそういう思いは駆り立てられると私は思うんですが、どうでしょうか、市長。もう残り時間1分ですが。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） その突堤のところを市が買ったかどうかもちよと私も定かじゃありませんが、どこの所有かも正直、難しい判断なんだろうと思っております。昔からの護岸というのが。それに対する燈明台、常夜灯をというお話でございますが、お船江大橋との関係も当然あるかと思っております。高さ的な問題もあろうかと思っております。どのような形が最もいいのかということの検討に入りたいと思っております。

○議長（堀江 政武君） 4番、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） ぜひ、今言ったその常夜灯、並びに公衆トイレっていうのは、振

興計画にでも上げていただいて、ぜひ検討をしていただきたいと思います。これは、お願いをします。時間来ましたので終わります。よろしくどうぞ。

○議長（堀江 政武君） これで、船越洋一君の質問は終わりました。

---

○議長（堀江 政武君） 以上で、本日予定の市政一般質問は終わりました。

あすは定刻より、本日に引き続き、市政一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時55分散会

---